

平成29年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（4日目）

1. 招集年月日 平成29年3月7日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成29年3月21日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	福田喜義君	2	阿部豊君	3	寺崎俊男君
4	永安文男君	5	橋本義雄君	6	平田康範君
7	須藤敏規君	8	淡田邦夫君	9	仲村吉博君
10	西日出海君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事 兼企画財政課長	浦田純一君	総務課長	川内野勉君	住民福祉課長	大平弘明君
税務課長	内田明文君	保険環境課長	川崎順二君	建設課長	松本孝雄君
水道課長	山本勝憲君	産業経済課長 兼農業委員会事務局長	今道晋次君	教育次長	水本淳一君
会計管理者	谷添正人君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中村義治君	議会事務局長補佐	松本典子君
議会事務局書記	山藤宏太君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第25号 平成29年度 佐々町一般会計予算

日程第3 議案第26号 平成29年度 佐々町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第27号 平成29年度 佐々町介護保険特別会計予算

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（西 日出海 君）

皆さん、おはようございます。

本日は平成29年3月第1回佐々町議会定例会本会議の4日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから、本日の会議を開きます。

— 日程第 1 会議録署名議員の指名 —

議 長（西 日出海 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により7番、須藤敏規君、8番、淡田邦夫君を指名します。

議員の皆さんに質疑についてお知らせをしておきます。

まず、歳出のほうから行いますが、歳出の35ページ議会費から、61ページ監査委員費まで、次に、62ページ民生費から86ページ労働費まで、86ページ農林水産業費から112ページ消防費まで、113ページ教育費から151ページ予備費まで、歳出について質疑を行います。

最後に、歳入歳出全般の総括質疑を行います。

以上、報告しましたとおり、それぞれ分けて質疑を行いたいと思います。

それでは、3月9日に引き続き、議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第 2 議案第25号 平成29年度佐々町一般会計予算 —

議 長（西 日出海 君）

日程第2、議案第25号 平成29年度佐々町一般会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

議案第25号につきまして、御説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算から読み上げ、朗読をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款町税、金額が15億3,394万3,000円、1 項町民税 6 億9,901万5,000円、2 項固定資産税 6 億7,494万8,000円、3 項軽自動車税4,518万円、4 項町たばこ税 1 億1,480万円。

2 款地方譲与税5,300万円、1 項地方揮発油譲与税1,700万円、2 項自動車重量譲与税3,600万円。

3 款利子割交付金130万円、1 項利子割交付金、同額でございます。

4 款配当割交付金450万円、1 項配当割交付金、同額です。

5 款株式等譲渡所得割交付金470万円、1 項株式等譲渡所得割交付金、同額です。

6 款地方消費税交付金 2 億4,000万円、1 項地方消費税交付金、同額です。

7 款自動車取得税交付金650万円、1 項自動車取得税交付金、同額です。

8 款地方特例交付金1,200万円、1 項地方特例交付金、同額です。

9 款地方交付税14億1,000万円、1 項地方交付税、同額です。

10 款交通安全対策特別交付金150万円、1 項交通安全対策特別交付金、同額です。

11 款分担金及び負担金 1 億1,985万9,000円、1 項負担金、同額です。

12 款使用料及び手数料 2 億455万4,000円、1 項使用料 1 億6,473万8,000円、2 項手数料 3,981万6,000円。

13 款国庫支出金 6 億7,016万5,000円、1 項国庫負担金 5 億3,517万3,000円、2 項国庫補助金 1 億2,989万6,000円、3 項委託金509万6,000円。

14 款県支出金 4 億1,298万1,000円、1 項県負担金 2 億8,921万9,000円、2 項県補助金9,337万2,000円、3 項委託金3,039万円。

15 款財産収入2,246万8,000円、1 項財産運用収入1,930万円、2 項財産売払収入316万8,000円。

16 款寄附金1,600万2,000円、1 項寄附金、同額です。

17 款繰入金 2 億9,312万4,000円、1 項特別会計繰入金1,000円、2 項基金繰入金 2 億9,312万3,000円。

18 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額です。

3 ページをお開きください。

19 款諸収入5,540万3,000円、1 項延滞金、加算金及び過料100万円、2 項預金利子25万5,000円、3 項貸付金元利収入20万円、4 項雑入5,394万8,000円。

20 款町債 2 億円、1 項町債、同額です。

歳入合計52億6,200万円。

4 ページ、歳出のほうにまいります。

1 款議会費8,003万円、1 項議会費、同額です。

2 款総務費 5 億3,928万3,000円、1 項総務管理費 4 億2,360万4,000円、2 項徴税費6,689万5,000円、3 項戸籍住民基本台帳費2,698万7,000円、4 項選挙費1,884万7,000円、5 項統計調査費47万7,000円、6 項監査委員費247万3,000円。

3 款民生費18億1,640万3,000円、1 項社会福祉費 7 億4,334万9,000円、2 項児童福祉費10億7,285万4,000円、3 項災害救助費20万円。

4 款衛生費 6 億5,038万3,000円、1 項保健衛生費 3 億7,856万3,000円、2 項清掃費 2 億6,532万1,000円、3 項診療所費649万9,000円。

5 款労働費27万2,000円、1 項労働費、同額です。

6 款農林水産業費 1 億6,071万9,000円、1 項農業費 1 億5,293万9,000円、2 項林業費758万円、3 項水産業費20万円。

7 款商工費2,737万9,000円、1 項商工費、同額です。

5 ページをお開きください。

8 款土木費 5 億752万4,000円、1 項土木管理費6,582万円、2 項道路橋梁費4,655万8,000円、3 項河川費200万5,000円、4 項港湾費239万4,000円、5 項都市計画費 3 億4,993万5,000円、6 項住宅費4,081万2,000円。

9 款消防費 1 億9,537万7,000円、1 項消防費、同額です。

10 款教育費 4 億5,935万5,000円、1 項教育総務費8,371万1,000円、2 項小学校費 1 億1,698万8,000円、3 項中学校費6,065万8,000円、4 項幼稚園費7,673万1,000円、5 項社会教育費9,066万3,000円、6 項保健体育費3,060万4,000円。

11 款災害復旧費 1 万1,000円、1 項公共土木施設災害復旧費6,000円、2 項農林水産施設災害復旧費5,000円。

12 款公債費 5 億3,191万1,000円、1 項公債費、同額です。

13 款諸支出金1,825万9,000円、1 項基金費、同額です。

14款予備費 2億7,509万4,000円、1項予備費、同額です。

歳出合計52億6,200万円。

7ページをお開きください。

第2表債務負担行為、今回10件の債務負担行為をお願いしております。

事項、期間、限度額の順で御説明いたします。

ファックス複合機リース料、期間平成30年度から平成34年度まで、限度額151万7,000円、L
G W A N用パソコン等機器リース料、期間平成30年度から平成34年度まで、限度額486万円。

佐々町地域おこし協力隊用公用車リース料（平成29年度契約）、期間平成30年度から平成31
年度まで、限度額155万6,000円。

牧崎団地C棟白蟻防除点検業務委託料、期間平成30年度から平成34年度まで、限度額90万円。

A E Dリース料（健康相談センター）、期間平成30年度から平成34年度まで、限度額49万
7,000円。

A E Dリース料（佐々小学校・佐々中学校）、期間平成30年度から平成32年度まで、限度額
90万8,000円。

A E Dリース料（地域交流センター）、期間平成30年度から平成34年度まで、限度額48万
7,000円。

複写機リース料（教育委員会）、期間平成30年度から平成34年度まで、限度額90万円。

複写機リース料（公民館）、平成30年度から平成34年度まで、限度額40万円。

複写機リース料（図書館）、期間平成30年度から平成34年度まで、限度額44万1,000円。

以上でございます。

8ページをごらんください。

第3表地方債。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額、2億円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利
率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構
資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府
資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただ
し、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借
り換えすることができる。

なお、今回、地方債につきましては、これまで昨年度まで3%ということで計上させていた
だきましたが、原価の利率等を勘案し、平成29年度予算より年2.0%以内ということで見直し
を図っております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

説明が終わりましたので、本案に対しては須藤敏規君から、ほか1名から、お手元に配りま
した修正の動議が提出されております。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求め
たいと思います。7番。

7 番（須藤 敏規 君）

修正動議の説明を行います。

議案第25号 平成29年度一般会計予算に対する修正動議です。

地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の改正を添えて提出
します。

平成29年3月21日、発議者、佐々町議会議員、須藤敏規、佐々町議会議員、阿部豊。

歳出予算10款2項小学校費の公有財産購入費の口石小学校用地購入費に係る1,363万3,000円

を削除いたしたく、所要の修正を行うものであります。

お手元の資料をごらんください。

修正案を順次説明をいたします。

議案第25号 平成29年度佐々町一般会計予算に対する修正案、議案第25号 平成29年度佐々町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中52億6, 000万円を52億4, 836万7, 000円に改める。

第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

17款繰入金 2 億9, 312万4, 000円を 2 億7, 949万1, 000円に、 2 項基金繰入金 2 億9, 312万3, 000円を 2 億7, 949万円に。

歳入合計52億6, 200万円を52億4, 836万7, 000円に改める。

歳出、10款教育費 4 億5, 935万5, 000円を 4 億4, 572万2, 000円に、 2 項小学校費 1 億1, 698万8, 000円を 1 億335万3, 000円に、 歳出合計52億6, 200万円を52億4, 836万7, 000円に改める。

次のページ。

歳入歳出予算事項別明細書です。

総括の歳入。

17款繰入金、本年度予算額 2 億9, 312万4, 000円を 2 億7, 979万1, 000円に。

比較のところ、減額 1 億4, 552万1, 000円を減額 1 億5, 915万4, 000円に。

歳入合計、本年度予算額52億6, 200万円を52億4, 836万7, 000円に。

比較、減額 6 億円を減額 6 億1, 363万3, 000円に改める。

歳出、10款教育費、本年度予算額 4 億5, 935万5, 000円を 4 億4, 572万2, 000円に。

比較、減額 1 億3, 249万5, 000円を減額 1 億4, 612万8, 000円に。

本年度予算額の財源内訳の一般財源 4 億134万7, 000円を 3 億8, 771万4, 000円に。

歳出合計、本年度予算額52億6, 200万円を52億4, 836万7, 000円に。

比較、減額 6 億円を減額 6 億1, 363万3, 000円に。

本年度予算額の財源内訳の一般財源37億2, 699万3, 000円を37億1, 336万円に改める。

次ページです。

2 の歳入、第17款繰入金、 2 項基金繰入金、 5 目財政調整基金繰入金、本年度 1 億5, 000万円を 1 億3, 636万7, 000円に。

比較、減額5, 000万円を減額6, 363万3, 000円に。

1 節財政調整基金繰入金 1 億5, 000万円を 1 億3, 636万7, 000円に改める。

3、歳出、10款教育費、 2 項小学校費、 3 目口石小学校管理費、本年度5, 779万5, 000円を 4, 416万2, 000円に。

比較、減額175万9, 000円を減額1, 539万2, 000円に、本年度予算額の財源内訳の一般財源 5, 720万3, 000円を4, 357万円に改める。

17節公有財産購入費1, 363万3, 000円を削除するというものでございます。

提案理由を申し上げます。

口石小学校駐車場敷地の工事決定につきましては、来年度予算につきまして、骨格予算と町長が表明されながら早々に予算に計上されております。

一方的なやり方としか受けとめられず、行政不信を招く恐れがあります。

町においても今後の公共施設等の老朽化整備計画、公有地の活用など今後の計画を議会に提示していただくよう申し上げておるところでございます。

また、小中学校施設整備構想策定ということで、28年度予算に計上されて、現在施行されていることと思います。

結果がまだ十分に示されていない状況下で、なぜ予算に計上されたのか疑義が生じているところ です。

土地の問題に関しましては、法定に基づく公共事業用地の取得価格は、国の地価公示法で補償金の算定基準が示されております。

2 人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求めていることとなっております。

地下工事とあわせまして、一般の土地取引の支障となっている都道府県の調査地価は、1 人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求めていることとなっております。

また、市町村においても 3 年に 1 回、固定資産評価額として課税標準額を求め、不動産鑑定士において評価を求め、その後、修正を行いながら土地価格について評価をされております。

憲法第 29 条第 3 項では、私有財産について正当な保障のもとにこれを公共のように用いることができることとなっております。

本件、地目が田であるのに、宅地評価で購入する理由が明確ではありません。

現在、豊洲市場の用地買収問題とか、森友学園の用地払い下げ問題など、土地の売買について毎日のように報道がなされております。

交渉経過がどのようになっているのか、今、十分に慎重に審議するべきではないでしょうか。

今、計上する必要性はなく、かえってこのことが混乱を招くことになりかねません。よって、これらの理由により提出するものであります。

何とぞ御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。まず、歳出の 35 ページ議会費から、61 ページ監査委員費までの質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

9 番、質問をいたします。

3 点、お尋ねいたします。

1 つは、38 ページ入札監視委員会についてです。

実績と、どのように機能しているのかということについて、実態はどのようになっているかということをお尋ねいたします。

それから 43 ページ、財産管理費についてであります。

これは、過去にも決算予算、そして一般質問に繰り返しお尋ねしたところですが、温浴施設のための佐々の町有地の掘削されてるわけですが、掘削跡地の埋め戻し整地費が必要なはずなんですが、計上がありません。和解金は払ったことによって、町の財産に穴をあけているのに、それに関わった人々の責任の所在が明らかになっておりませんし、町の財政に先ほど申し上げました穴をあけているにも関わらず、これに対する先ほどと同じように埋め戻しというか、回復の財政措置がなされていない、ということなんですが、そのことについてなぜかを問います。

それから 50 ページふるさと納税についてです。

ふるさと納税を進めることについて、繰り返し疑義を申し上げておりましたけれども、総務省が上限の目安を決めたということではありますが、このふるさと納税の予算については、この総務省の方針は反映されていないというふうに思いますが、そのことについてどのように対処されるのか、この 3 点お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

まずは最初の入札監視委員会の件でございます。

入札監視委員会につきましては、委員 3 名の方を今、選定しております。1 人は弁護士の先生、それから税理士の先生、それから入札といいますか、この建築土木関係の専門家ということで 3 名の方を委員としてお願いをいたしております。

内容につきましては、町で 1 年間行った分、250 万円以上の入札につきまして、全て内容を提示をいたしまして、入札が適正に行われたのかどうかということについて、いろいろと 1 件 1 件御議論をいただいているところでございます。

その中で一番の御指摘事項といいますか、まずされたのはどうしても佐々町の地域におきましては、なかなかこの一般競争入札はなかなか難しく、やはり地元の業者さんを育成する面で、どうしても地元業者さんの中心に指名競争入札を行っているところであります。

その中でどうしても業者さんが、数が少のうございますので、それでその中でやっぱり競争性を高めるといというのは、以前は複数の入札を行っておりますけれども、原則 1 回の入札をするということの御指摘を受け、本町におきましては今、現在年に特殊の場合を除き、年に 1 件程度でございますけれども、それ以外につきましては全て 1 回の入札を行っているという状況でございます。

概略でございますけれども、以上の状況でございます。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

まずサンビレッジ北側町有地でございます。以前、温浴施設整備として設置されました井戸につきまして、埋め戻し計画があんまり、費用が上がってないという御指摘でございますけれども、御指摘のとおり、温浴施設としてまず 2 本の井戸、深井戸と浅井戸という、2 本の井戸が、今もまた現在、町有地に残っている状況です。

ここの井戸は先日の裁判によりまして町の財産という形に今、現在はなっております。

この活用をどうするのか、そのまま埋め戻していくのか、それかもしくはそれを再利用するのかというところもまた決定はしておりませんが、恐らくその町有地の活用方法とあわせて再利用等の判断はしていく必要があるというふうに考えております。

今の段階で予算計上としておりませんで、その辺の検討も含めて議会とも相談させていただきながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう 1 点、ふるさと納税につきましてですけれども、今、現在、総務省からの方針というか、明確な通知、通達というのはまだ届いてございませんので、総務省の方針と異なっているのではないかという、その辺の御質疑に対してちょっと明確にお答えできませんけれども、審議があつてのような、例えば換価性の高い返礼品というものが、今、現在問題になっているのじゃないかなというふうには考えています。

ただ、本町の場合は、地元の特産品をメインに、返礼品、農産物、あるいは加工品と、返礼品としておりまして、換価性の高いというふうな返礼品は取り扱っていないというふうに認識しておりますので、その制度としてはそこまで逸脱してないような状態になっているのではないかとこのように考えております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

再質問いたします。

入札監視委員会について、議会の議決を要しない部分も含めて、監視の対象になってるという、今、答弁がいただきましたが、そういった意味では入札の監視委員会の役割っていうのは極めて大切な役割があるだろうと思うんですけども、そうすると昨年28年度ですかね、扱った件数、総件数がすぐわかるかと思いますが、そのことについてお答えをいただきたいということと。

監視委員会での疑義とまでもいかないでも、やはり改善しないといけないという点は、先ほど1点申し上げられましたけれども、幾つかほかにあるんじゃないかなど。私たち素人が見ましてもちょっとね、これはというのはなかったわけじゃございませんので、ここでこれをまな板に乗せるというつもりはございませんが、そういった点では入札監視委員会はもっと厳しく見ておられるというふうに思いますので、指摘事項について先ほどおっしゃったこと以外にも挙げられたことについては、この場でお答えをいただきたいということと、それをどのように入札の改善に先ほど言いましたけど、透明性と競争性の確保という点でどのような対策を行政としてとられてきたのか、そのことについてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、財産管理費に関わって温浴施設のことなんですが、深井戸と浅井戸、それぞれ深さが違うんですが、それについてちょっとお示しをいただきたいというふうに思います。深さですね。

それで、裁判の請求は、埋め戻しを相手方に請求したっていうことですから、基本的にはそれでもって和解をしたっていうことは、結果としてもとの状態に戻るのが佐々町の側にも責任として和解条文にあるやなしや、ちょっと今、記憶では定かではないので申し上げられませんが、請求した事件の内容からいけば、埋め戻しするっていうのは本来果たすべき役割じゃないかな、しかも町長は運動公園にするっていうふうにおっしゃいましたので、一般質問の折に言われましたので、そうするとなおさら埋め戻しをして更地にするというのが、本来なさるべきことではないか、それは、具体的イメージとして運動公園というところまでもっておられますので、そうするとそのための準備行為としては予算が計上されてもよろしかったんじゃないかというふうに思います。

ただ先ほど言われましたように、これから議会と相談しながら検討するとおっしゃいましたけども、裁判の経過、そして結果から見て、今年の6月ですからもう1年近くたつわけで、方針なり、何なりがあってしかるべきだと思いますので、その点を再度お尋ねします。

それから、業者が掘ったのは深井戸でも1,000メートル以上だと思うんですが、そうすると大体1億ぐらいはかかるはずなんですね。

埋め戻しとなると大変な金額がかかるだろうと思います。そのことがこれがその後に流されていく、たまたま私どもは、町長も私ども議員も改選の時期を迎えます、そうすると、ここできっちりしておかないと、しっかりと次期議会、次期町長に伝わっていかないんじゃないかと。町の財産っていうのは、町民の財産ですから、町民の財産をしっかりと保全する、守るという意味では、このことについては避けて通れない問題だというふうに思いますが、いかがお考えなんでしょうか。

それから、和解金で穴があいているということについても、このことについても、そういう御認識だと思いますので、このことについて当時関わった人々の責任等が明確にないということについては、先ほど修正案の提案の中にもありましたけれども、土地の問題については特に町有地の問題については、非常に大切な町民の財産ですので、大変なことです。このことについて再度方針を明確にされた上でお答えをいただきたい。

それからふるさと納税については、華美な返礼品はしてないということで総務省がどうい

目安を立てても十分対応できるということで、この予算で対応できるという御認識なのか再度お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

財産管理のほうから。企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

まず、深井戸と浅井戸の深さについてのお尋ねがあったと思いますが、深井戸につきましては、約1,350メートル、浅井戸のほうにつきましては、約300メートル、そんなことでございます。

町有地の引き渡し請求訴訟をしたときには、御指摘のとおり埋め戻しをして引き渡すということで、裁判を起こしたというのは間違いございません。

その後、和解協議をしていく中で、裁判所の御提案もございましたが、結果としては和解条項の中には現況のまま引き渡すということで、入っておりますので名目費等につきましては、相手方のほうは義務はないというような状況に今、現在なっておりますので、今のままでの町有の財産という形にさせていただいておるところでございます。

方針につきましては町長のほうから。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、お話がありました、これの私はこの前一般質問で運動公園的なものっていうことでそういう施設もできたらいいなということで踏まえたわけでございます。ただ、この埋め戻しをするときも莫大な費用がかかるという、今、御指摘もございました。

しかしながら、こういうものをつくる中でやはり温浴施設といいますか、38リッターは出るわけですから、それで浅井戸も水が出るとは思いますけど、そういうことを利用しながらできる可能性もあるわけですね。

これはどういう方法でやるのかっていうのが、まだ我々も煮詰めてないし、その中でこれを利用する価値もあるのかどうか、また検討していないので、これをやはり十分検討しながら埋め戻ししなくて、そういう運動的なものをしてシャワー施設とかいろいろなものができるわけですね。

だから、そういうこともできるのか、温浴施設でまた利用できるのかというのを、まだ十分我々としても検討しなければならないんじゃないかと思っておりますし、ただ、これは今、佐々町の財産になっているっていうことで、この利用の方法についてもやはり十分検討しなければならないんじゃないかと思っております。

それから、先ほど当時の関わったということで、もちろん私も職員でおりましたので、私が副町長のときだったと思っております。

これについては、やはり当時は議会の皆さん方の御理解を得て、そして住民の方の御理解を得て、温浴施設ということで温泉が出るということで、そういう業者のほうも前提があったと思っておりますし、我々も当然思っていました。

ただ、温泉は出たんですけど量が少ないということで、こういう結果になったわけでございます。

これを責任問題というのはなかなかとれる責任っていいですか、それをお願いするっていうのは、なかなか難しいと思っておりますし、私が1人おるわけですから、私のほうが最終的な

責任っていうには現在ではそういうことになっていくんじゃないかと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

もう 1 つふるさと納税についての再質問がございましたけれども、今回の 29 年度予算におきましては、約 1,600 万円ほどの寄附金の見込み、これは 28 年度の大体決算見込みと同額でございますけれども、寄附金の見込みを立てさせていただいております。

制度上寄附をいただきましたら、その約半分程度を返礼品として、報償費ということで組ませていただいておりますので、これで足りるのかというような質問につきましては、寄附の状況を見ながら、必要に応じてまた補正等させていただきたいというふうには考えておりますけれども、返礼品の内容につきましては、これからもどんどん充実をさせていただきまして、魅力ある、寄附をしていただけるような、そういうふうな品ぞろえも考えていきたいというふうには思っているところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

入札監視委員会の件でございます。

昨年、44 件をかけております。それから、指摘事項でございますけれども、やはり先ほど言いましたように、どうしても業者さんの数が少ないということで固定化をしているということで、固定化についてどのような方策があるかということでございますけれども、やはり、一つ意見があったのは、繁忙期につきまして、よく業者さんからの指名の辞退がございます。その辞退の理由について、しっかり聞くようには言われております。

それから、積算の内訳書を現在提出いただいております、入札時に。やはり積算内訳書について内容のチェックを、分析をすべきではないかということも言われております。

それから、入札かけまして全て超過で不落の場合がございます。やはり不落になった場合は内容をよく検証すべきではないかということを受けております。

それから、ランク別に A ランク、B ランク、C ランクというふうにランクを 3 段階設けてる職種もございまして、そういった職種についてのこのランクについて見直しをかけてはどうかというふうな御指摘もいただいております。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

3 問目ということで、いま一度お尋ねするんですが、入札監視委員会は、今、戻ってこられたばかりですので、後でお尋ねいたします。

ふるさと納税については、佐々町の場合にはそれなりの目安っていうか、限度っていうのがあるやに見えますけれども、地元業者にとっていいんだっていうこと、導入のときにおっしや

ったんですが、今、どのようなメリットがあって、そして町にとってもこのふるさと納税に関わっての黒字か、赤字か、そういった意味ではプラスなのかどうなのかについて、ふるさと納税、3問目についていま一度お尋ねいたします。

それから、財産管理については、町長ちょっと誤解があるようですが、温浴施設ができなかったんで責任を私が問うてるというふうに思ってるように受け取っておられるように聞こえたんですが、私は埋め戻しする前に検討すべき、解決すべき問題があるんじゃないかということをお願いしてはいたんですが、もともとここはこれに着手するまでには、相手の業者との関係では、口約束で進めてきたということにももとの問題があって、裁判になっても明確な主義主張ができなかったということがあったんだと思いますが、これもこのあと、いつの議会かは記憶には定かではないので、申し上げにくいんですが、財務規則違反だということについて一般質問で指摘がありました。そのことについて、町長以下皆さんは、そのことについては、そうではないという答弁ではなくて、そうだという答弁がありました。

そうすると財務規則違反ということは、今、盛んにテレビで豊洲、豊中ということで言われておりますけれども、まさしく財務規則違反っていうのは、皆様方の仕事を正確にきっちりやるための基準であるわけですから、その財務規則違反が明確に執行部も認めておられるにも関わらず、このことについて先ほどの政策上の失敗のことも含めてこのことについて問題があったんじゃないか、このことについてどのように責任を自覚しておられるのかっていうことをお尋ねするわけです。

この財務規則違反のことについてですが、このことについて、これ事業を進めようとするときに当時の古庄町長じゃなくて、当時の副町長にお尋ねしたときには、相手も一流企業ですから心配いりませんという明確な答弁をいただいたんですね。

ニュアンスは違うかもしれませんが、私はそのように受けとめました。それで、いいのかっていうことは繰り返し申し上げたんですが、そのことについてはがんとして処理がいないというような話で進められますので、これを明確に確信犯的な犯罪行為とまで言いません。私は裁判官でもなんでもありませんので、そこまで申し上げませんが、明確な財務規則違反を証明するものではないかというふうに思うんですが、そのことについてどのように執行部として、どうされるのかということは、運動公園的なものにするとか、あるいは埋め戻しするために予算措置をするとか、あるいは温浴施設として再度活用するとか、そういう方策の検討の前に、きっちりと違法状態を正常な状態に戻すという手立てがなくてはならないと思います。

そのことについて、どのようにお考えなのか、これは現町長が十分にお答えできる問題だろうと思います。以前のことについてどうのこうのと申し上げるとそのことが妙なところに広がっていきますので、この点について現在ある事態がそのままになっていることについて、再度3問目としてお尋ねします。

それから、入札監視委員会の指摘事項については、最もだろうと思います。ですから、このことについてどのように行政として透明化、あるいは競争性を確保するという要請の措置をとられたのか、3問目、お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

ふるさと納税についての御質問につきましてお答えしたいと思っております。

まず町に対しての寄附、メリットといいますか、どういうふうな状況だったのかというお尋ねですけども、数字的な27年度の決算のベースでしかちょっと押さえることができませんので、

それでお答えをしますけれども、27年度につきましては、寄附金が5,400万ほどございまして、入ってまいりました、そのうちの約半分ぐらいは返礼品という形で寄附者の方に還元をさせていただくわけですので、約2,700万ぐらいは町のほうには入ってきたというふうな状況にはなりません。

一方、住民の方がほかの自治体のほうに寄附をされた場合は、町税のほうが控除されるわけですが、その金額でいきますと町税の影響額が約190万ほどというふうなことで、かなりかえりがあるような状況で、今の段階で町のほうにマイナスの影響は与えてないというふうなことが言えるのかなと思っています。

ただ、平成28年度の状況につきましては、まだ町税の税額補助の分がまだ集約等できておりませんので、その分につきましては、また改めて御報告をさせていただくような形になろうかというふうに考えております。

一方、町以外の事業者さんへの効果と申しますのは、正確に数字的なもので押さえてるっていうものは申しわけございません、そこまでちょっとできておりませんが、住民の方が生産した、つくられたものを町外の方が見ていただく機会が増えます。これはふるさと納税というのでホームページ等で町の特産品とかを紹介して、それで選んでいただくような形になりますので、それぞれの町の農業者、加工業者が、佐々町にはこういう業者があって、こういうものを生産してるんだなという、一つの情報発信には十分成り得たかなと思っていますので、その辺が大きなメリットというふうに言えるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

入札監視委員会の指摘事項について、どのような対応をとっておるかということでございます。

事務的なものとしては、辞退の理由につきましては、以前は理由について聞いておりませんでしたけれども、今、しっかり理由を聞くようにいたしております。

それから、内訳書のチェック分析につきましても担当のほうでできる範囲で行うようにいたしております。

それから、不落の場合の検証でございますけれども、やはり今の1回入札ということでございまして、やはり不落になる件数も時々ございます。そのような中で、やはりその不落の原因、検証についてもしっかり担当のほうで行うように、今、いたしております。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の御質問で財務規則の関係でお話がありました。

確かに、今度の裁判で和解ということで、勧告がありまして、それには我々も最後までいきなかったんですけど、我々の主張を通していきなかったんです。それは向こうも、業者のほうもそうだと思いますけど、我々はそういうことでいきなかったんですけど、裁判所のほうから和解っていうことでお話があって、仕方なくといいますか、しぶしぶ承諾したわけですし、ただ、和解っていうのがこれから裁判でいけばものすごく費用もかかるわけですね、多くの費用もか

かるし、そういう中で最後までもっていくのかというのがなかなか厳しいわけでございます。

そういう中で、我々としては和解をしたということでございまして、どちらをどうするのかというのがなかなか厳しい、いいのか、よかったのか、私が悪かったのか、あちらが悪かったのかというのが我々としてはこの判断をしてないわけですよ、実際的には、裁判所は。だから、そういうことでこの先ほど財務規則って申されて、明らかにこうしとるではないかというふうに言われたんですけど、そこがなかなか厳しいところで、我々としても難しいということと御理解をいただければというふうに思っております。

議 長（西 日出海 君）

9 番いいですか。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

今の町長の答弁で、いつ、誰が、どのような答弁をしたか、会議録を見せながらお示しするというので、ここでぎりぎりぎり締め上げるつもりはないんですよ。ですけども、財務規則違反っていうのは、明確に一般質問があったときにお答えになった、そして私が予算決算、あるいは質疑のときにお尋ねしたときに、当時の責任ある人が口約束で大丈夫だ、メモもとっていないのかって聞いたら、メモも取らなくていいんですよと聞かれたんですよ。行政はそういう仕事はしないだろうと言ったんです。たとえ電話でやっても、メモはきっちり手前のほうで取ってて、最後にこれはこういうことでしたよねという確認をするのが行政の仕事じゃないかということをお尋ねしたんですが、それもしてません、いらぬんですよ。これは、明確におっしゃっておられます。誰がとか、どのような答弁をしたのかいうつもりは、ここで言うのは本筋から離れていきますので申し上げませんが、しかし財務規則違反であるということについて、そもそも論から論立てをしないと間違っていきますよということを申し上げて、私はこれ以上、お答えが必要とはいいたしません、ぜひ、胸にとめていただきたい。

終わります。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。4 番。

4 番（永安 文男 君）

私のほうから 1 点、44 ページの交通安全対策費のことでお尋ねをいたします。

けさも佐々中学校の前の国道で交通事故が発生しておりました。これは、佐々町内の交通事故件数っていうのはかなり場所柄多いという状況にあるわけですけども、この交通安全対策費が昨年度も一応、当初予算協議のときに指導体制のことでちょっとお尋ねをしたんですけども、それは去年、理解をいたしまして、ことしは骨格予算ということで昨年と同じ、当然継続的に安全、安心のまちづくりを進める中でこれは当然必要な経費ということで昨年度と同じ同程度の予算計上と思うんですけども、私がお尋ねしたいのは、この金額で交通安全対策ができるのかどうかということを基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

44 ページに対しての交通安全対策ということで、町全体のということだろうと思います。基本的に交通安全関係は、所管は警察でございます。

私たちは、あくまでも今の施設を利用してどうすれば交通安全が推進できるかということでやっております、ほとんどがボランティアの方の活動に頼ってる状況でございます。

もちろん、報酬も支払っておりますけれども、その報酬以上の指導を該当でしていただいておりますというふうに確信しております。

今後、この部分で推進できるのかということでございますけれども、なかなか人が人を注意するわけにはいきませんので、できる限り街頭での指導や、またはパンフなどで対応していかなければいけないのかなというふうに思っております。

私たちはあくまでも現時点の内容で、人的にどうやって推進していくかというのが基本というふうに考えております。

今、佐々町の現状におきましては、西九州自動車道の佐々インター開通しております、そこに向かって車が集中しているという現状だろうと思っております。

この部分につきまして、延伸すればある程度解消できるんじゃないかと思っておりますけれども、その間につきましては、やはり何らかの対策を講じなければならないというふうに考えております。

こちらあたりも、今後、ボランティアの人たちと話し合いながら、協議していかなければいけないところではないかというふうに考えております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
4 番。

4 番（永安 文男 君）

やはり、今、人が人を注意することはかなり厳しい面もあるかと思うんですけれども、やはり抑止力になるような方策も考えられるんじゃないかということで、当然警察がする、公安委員会とか、警察がする部分以外に、行政として交通安全対策を行うという部分での内容的な、基本的な考え方をお尋ねいたします。

何らかの対策を今後、いろんな関係者と協議をしながら進めていくということでございますので、そのことについてはよろしくお願いをいたしておきたいと思っております。

また、2問目に入るわけですが、やはり工事請負費の中にカーブミラーの設置等があるわけですが、全域的にカーブミラーは町内会からの要望があつて設置をされるわけですが、あるところはカーブミラーが横倒しになったまま、そのまま放置の状態にあるところが見受けられたんです。だから、こういう部分も当然必要なところだからそれが立っていたんだと思いますので、その辺のことも調査を含めながら、警察と公安とか別に、その辺のことも町で対応できないのかなと思って、基本的な考え方に、お尋ねを求めたわけです。

そのことについて、把握されてるかどうか、お願いします。

議 長（西 日出海 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

今の件につきましては、申しわけない事だと思っております。把握しておりません。

それと、これはお願いなんですけれども、カーブミラーを設置する場所についても、町内会からの申し出をもってつける、つけないの判断をしておりますけれども、よろしければそういう状態であれば、御近所の方から電話を一報していただければ素早い対応ができるのではないかというふうに考えております。

私が総務課に来ましてカーブミラーの設置件数と場所を確認する資料があるのかというふうなことで、今、調査しておりますけれども、今、何件あって、どういうふうなところについているという状況が位置図に落としてありません。

どこに何があるのかっていうのがわからない状況でございます。

昨年から、清掃を委託しております。ガラスのですね。その中で、どこどこにあるというふうなことを把握していきたいというふうな今、考えております。

今後も清掃をしながら設置箇所の確認をしていきたいというふうなふうに思います。

それと、清掃中にいろいろ不具合があれば報告をしてもらって対応をしていきたいと考えております。

まずは、お気づきの場合は、必要なカーブミラーでしょうから、一報していただければ事務の進捗には助かるのではないかと思いますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（西 日出海 君）

4 番。

4 番（永安 文男 君）

今、そういうふうなことで一体となって進めていくということで、どうも聞いたところすぐに連絡をするようにしたいと思いますけれども。

あと、ちょうど今、そういうお話だと思いますが、国道とか、町道関係、交通事故でそのままの状態になっている施設、ガードレールとか、そういう交通安全の表示の部分なんかは、やはりそのまま、あくまで補償関係の、賠償関係の時間差があると思ひますけれども、これらについてこれを早急に何とか進捗度を早めて対応をできるようなことが、公安等の申し入れ等によって、いろいろほかの賠償、保険関係等の進め方でできないのかどうか、お尋ねをします。

いろいろと交通安全に対しましては、私も思い入れがあつていつもお尋ねをしているわけですが、やはり安全安心を求めるまちづくりの中では、やはりこういうふうな地道な細かいことも当然出ていっていただけたらと思ひますので、その辺のことを含めてお尋ねして、質問を終わりたいと思ひますけれども、一応、交通事故の対応関係の後処理のことでおわかりいただければ教えてください。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

国道、県道、町道もそうだと思いますけれども、対物的な事故により破損された場合、うちのほうに情報が入れば、うちのほうは自分たちのところで対応しますが、その横に、カーブミラーの横に、いわゆる道路標識等がよく一緒に立っております。2つ一緒に被害を受けてる場合も多いんですけれども、そういった場合は、うちのほうから警察のほうには連絡しております。

佐々町のほうで道路標識を扱うわけにはいきませんので、安全を確保できるような状況で、一応、警察のほうには連絡をしております。

カーブミラーにつきましては、うちが設置したものじゃない場合もありますので、うちが設置した場合につきましては、できるだけ早く対応するようにしております。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

歳出の需要費についてお伺いいたします。

需用費の中で消耗品費、本当に小さい話なんですけれども、そういう考え方についてお伺いをしたいと思います。

消耗品費といいますと、鉛筆とか消しゴムとか、ノートとか、そういうことであるんじゃないかということ、私思うんですけども、この需用費に関して、各課で管理しておられるのか、まずそれを第 1 点としてお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

消耗品につきまして、御指摘のとおり各課で予算計上させていただいておりますので、その分については、きちんと各課のほうで管理をしていくという形になっております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

小さなこの役場の庁舎内で、各課といたら大変じゃないかなということと思う。

それで、私は提案ですけども、これは消耗品費っていうたら、要は集中管理したらどうだろうかということだと思います。

例えば、その伝票を書いて、鉛筆 1 本でも、消しゴムでもなんでもそういうことで伝票で書いて、そういうことで受けるということ、そうするとそれと伝票を毎月集計するか、何カ月集計して、お宅の課は幾らぐらい使ってますよということ、そういうことで、私ども住民から見ておりますと、予算をつけたから使わなければならない、行政の職員さんたちはそういうふうに思うわけです。

我々とすれば納める人、こっちの行政っちゃあ使う人ということだと思うものですから、少しでもそういう節約ということ、じゃあその伝票において幾らぐらい使いよるとか、そういう集中管理したらどうかなということ、を提案したいんですけども、いかがなもんかということだと思います。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

ただいまの御質問の点につきましては、単価入札っていいですか、単価見積もりをやっておりまして、各課にその価格をお知らせしております。

それと、各課の消耗品の内容につきまして、今、鉛筆とか言われましたけれど、私物的なものは、今は購入しておりません。ですので、一番多いのが消耗品の中で、今、庁舎内で多いのは紙ですか、あたりが一番多いんじゃないかなというふうに思っております。

紙につきましては、種類ごとに総務課のほうでまとめて単価契約を行いまして、各課その価

格で購入していただいているというようなことでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

私が言いよると若干違うもんですから、今のその単価を知らせるっていうことではなしに、使用料ということで私は申し上げとるわけです。そして、お互い各課で使用料とか、そういうものを把握は、そういうことで必要じゃないかということとと思っているわけです。自分たちが課内でどのくらい使いよるとか、よって、私は節約をせんばと、そのこの前提においては、何事においてもこの予算の中にあるんですけども、そういうことを節約ということをお願いしたいわけです。

紙一枚にしても、何にしても、そういう、だから、そこら辺のところを節約をして各課で毎月でもいい、2カ月でもいいですけど、幾ら使ったよ、どうしよるよ、小さい話ですけど、これが町全体としてそういう節約ということを認識してもらうために需用費の中の消耗品ということでもいいましたけれども、そこら辺のところどういうふうにお考えなのかなということ思っております。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに、今、消耗品関係は予算査定するときにもきちっと査定をしていますし、昨年幾ら使ったっていのを査定してますし、ただ、集中管理っていうことも、昔、大分検討したわけです。ただ、集中管理、今度はそれをする場合に、どこに品物を置いて、それから誰が取りに来て、それを誰がチェックするのかと、また1人1人件費がいるわけですね、別に。

だから、そういうことを考えればやはり効率的な面は、今のほうが一番いいんじゃないか、効率的なもの。それから、紙とか何とかを先ほど総務課長が申しあげましたように一括して購入するわけです、一括して。金額幾らっていうことで、もう。

そこで、節約してますので、逆に考えればそちらのほうが私は効率的に一番いいんじゃないかと思っておりますので、今、そういう方法を取らせていただいているということです。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

町長の言いよることは消耗品室に1人置くっちゃうことはまずあり得んわけです、そういうこと。そういう考えをですよ。

例えば、誰でもいいじゃないですか、そこに。その中に置いときゃ。場所がよっぽど必要みたいにですよ。

そこら辺のこと考えてですよ、町長、本当に考えたことあるんですか、そういうことしようとするのがですよ。我々、今まで何十年とそういうことをやってきておるわけですよ。そのために鉛筆1本でもなんでもそういうことを集中管理して、そういうことでわざわざ人間を1人置くっちゃうことはまずあり得ん。考える自体が間違うとる。そういうことですよ。

何かをした場合は人間を置こう、そこら辺のところは私は行政としては、考え方として、甘い。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
1人置くっていうことでなくて、ただ、そこに1人はかからんばいかんですね、何か。

議 長（西 日出海 君）
8番。

8 番（淡田 邦夫 君）
かからんでよか妥妥。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
誰がするんですか。（淡田議員「はいはい。」）まだ言いよるけんが、私が。（淡田議員「どうぞ。」）

そういうことで、誰かがやっぱりチェックするわけですね、数を、何枚持ってきましたよって、備品庫に置いてってですよ。そういうことを言ってらっしゃるんでしょ。

だから、備品庫に行って何枚確認しました、取りました、それをチェックしてこの課は何枚取りました、チェックするわけですね。誰かがチェックしなきゃならないわけですよ。その課の取りに来た者がチェックするわけにいかないわけですから、数をごまかせるわけですから。だからどこでそれをそんなことするのかっていうことで、昔は備品庫って置いてたんですよ。全部、書類を、たぶん永安議員さんやほかの議員さんたちも御存じだと思いますけど、役場の職場におったとは。

倉庫があったわけですよ、備品庫。そこでチェックしながらもらっていったんですよ。それが、やはりなかなか厳しいということで、今、現在に変わったということでございますので、御理解をいただければと思っております。

議 長（西 日出海 君）
いいですか。（淡田議員「もう、要望もしたけんが。よかですよ。」）いいですよ、原則3回ですから。はい、8番。

8 番（淡田 邦夫 君）
ここに職員の方で全部で300人ぐらいおられるわけですよ、300人。その人専門やなしに、それだけする時間ちゅったら、何分かかるんですか。そういう棚とか、何とか、私はそういう鉛筆とか、何とかちゅうことで思ってここに今、言われたんですけど、紙ということでは紙だけを集中管理、そういう消耗品でしよるって。そいけんね、多分、民間企業というとはそういう集中管理して、そういう物品まで全てがやっているとすよ。何事にも節約、節約ということですよ。私はそういう何事にも節約をとす考えで、物事をしたらどうでしょうかとすよ、申し上げておるだけで、そんなら考え方が足らんとすよ。昔やり

よったって町長は言われたですけど。必ずそういうことをやると 3 割は削減できると思います。必ず。

その過程において、必ずチェックをしていかんば。月々にチェックをしていくとか何とかってことで、やっぱり物事つちゅうたら、そういう管理の方法じゃないかなということで、私、思います。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

これより休憩に入ります。20分。11時20分より再開いたします。

（11時13分 休憩）

（11時21分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けたいと思います。質疑のある方。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、35ページから議会費から61ページ監査委員費までの質疑を終わります。

次に、62ページ民生費から86ページの労働費までの質疑を行います。質疑のある方。62ページから86ページまでです。いいですか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

62ページ民生費から86ページの労働費までの質疑を終わります。

次に、86ページ農林水産業費から112ページ消防費までの質疑を行います。はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

1点だけお尋ねします。

111ページから112ページにかけての災害対策費についてなんですが、1点は、自主防災組織が全町内会にできてるようですが、実際の避難訓練とか防災のための学習とか、そういったことについて全部それぞれの自主防災組織任せになってるんですが、町としての明確な方針、方策は示さなくていいのか、ということをお尋ねする。

そして、通常災害について自主防災組織任せでいいんでしょうけども、今、県内でも原発事故についての説明会が行われておるわけですが、万一の事故に備えて自主防災組織だけで対応はできないと考えるので、このあたりについては町としてはお考えをもって対策を示すべきではないのかお尋ねします。一般質問の延長からいけば、立てなくていいということなのですが、それでいいのかということこの場でもお尋ねするわけです。一般質問の繰り返しはいたしません。事故の対応は役場でしっかりと立てないといけないんじゃないかということと、万一の時のそういった原発事故の場合は自主防災組織ではできませんよということ、それと、通常災害でも自主防災組織任せになっているんでトータルで町全体の防災訓練とか、そういったことについての政策方針が必要ではないかということ、そういうことがこの分には通常の費用しか上がっておりませんので、そういった方についてどこでどのように予算化されてるのか

お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

大規模災害についての町の全体計画が今、存在しておりません。今つくっている分については、通常分、東日本大震災以前のやつで、神戸の大震災についてもまだ対応しているような内容ではございません。

それで、本町といたしましては、大規模震災関係、大規模災害に対する対応についても、そろそろ検討しなければならないような時期になっております。

それは、今後、今、熊本地震の結果もそろそろ報告されております。益城町につきましては、もう何もできなかったというふうな状況も入ってきておまして、どのようにちっちゃな町であります私たちが対応していくべきなのかというのを検討する時期に、もうきているというふうに思いますので、そこはまた今後対応していきたいというふうに考えております。

自主防につきましては、そのような大規模災害の時の活動を想定しておりません。基本的には通常の災害、箇所、箇所で起こる災害の中で、まず小さなことから対応していただくようお願いしたいというふうに考えております。

基本的には自分の身は自分で守るというのが大原則でありまして、その後、災害がおさまった後、できるようなことがあればというふうなことで皆さんで検討なさっているかと思えます。そこにつきましても、今、町のほうからこうこうというふうな指導書やしおりあたりを配布しているわけではございません。

一般質問の時にも申しましたけれども、今のところは総務課が出前講座ということで出て行きて、一般的な災害の内容について考え方を町民の皆様説明しているというのが現状でございます。ここの予算には、そういった予算は組まれておりません。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

大規模災害については、対策考えてないということで、はっきりそう申されてちょっとあっけにとられてるんですが、確かに東北のような震災、あるいは地元の熊本でも大変な地震が起きているということでは、佐々町は地震からは縁遠いんだということで、先輩の議員からも繰り返しお叱りも受けてたんですが、そうも言ってもらえない事態が今あるんじゃないかということで、このことについて注意しながら質問をしてるわけなんです、自主防災組織任せということですが、それはそれで自主防災組織ですから自主的に判断して、自主的に行動することは、ことなんでしょうけども、実際には町内会自主防災組織ごとに大きな差がありますよね、そのあたりについては、それなりの一定基準に沿って、それ以上抜きんでる分は構わないにしても、最低やっぱり隣人とかあるいは町内会の班とか、そういった単位で災害から逃れるような方策を考えるような手助けを町として考えるべきではないのかというのがもともとの考えなんです、そのことについては、全て自主防災組織の自主判断でよろしいのかということは今、一度お尋ねします。大規模災害は確かに大変なことです、なかなか政策も浮かばないだろうと思いますが、今の自主防災組織でいろんな格差がある段階で、町全体の防災力が高まるというふうに言えるのか、決してそうではないと思しますので、そのあたりについて今一度

質問をしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

自主防災組織の必要性というのが今、国・県あたりから盛んにうたわれております。まあ、国のほうは何もできないから県に、県もできないから市町村の、今度は市町村もできないから地域へというふうな流れでこの災害の件につきましては来てるんじゃないかというふうに担当者としては、ちょっと首をかしげたくなるような政策だと思っておりますけども、うちの町内会につきましては、全町内会が作成していただきまして、進んだ町内会においては、危険箇所の把握あたりをやっております。

避難訓練とかいうのは、今のところやっておられませんし、町におきましても実際の災害時に自主防災組織にお願いすることはまずないというふうに考えております。災害がある程度おさまって、そして二次的な被害がなくなった時に御近所を見ていただくということはあるかもしれないけれども、それは自主防がなくても今までもやってこられたことじゃないかというふうに考えております。どういった災害で、どういったことを想定して動かなければならないかという点につきましても、まだ全く分からない場合がございます、基本的にはそういった中で今から町も自主防災組織も検討していくということでございますけれども、まずは強い雨が降ったらうちは土砂災害と洪水が多いものですから、裏の水はどうなのか、音はしてるのか、そういったいわゆる今まで皆さん方が成果されてきた内容をしっかり町内会の中で話していただいて、こういった場合は用心せんばよというふうなことから始めていただきたいと思っております。

そのまま自主防災組織に町がお願いするというような内容については、今、町は検討しておりません。ただ、将来そのようになればいいなという、それは到達点でありまして、今からこちらも勉強させていただきまして自主防災組織のほうにも協力をお願いできることがあればしていきたいというふうに考えております。

議 長（西 日出海 君）
はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

自主防災組織を一生懸命立ち上がって、日常的に活動している町内会自主防災組織にとっては、今の答弁はがっかりされるんじゃないか、我々は何のためにしてきたのかという無力感さえ与えるような答弁ではなかったかというふうに思いますが、私はやはり自主防災組織の中でも先進事例となり得る経験をしておられるのがあるということは、議員の話の中でもお聞きしたこともございます。そういったことを全町の経験にしていくという役割は役場しかないんじゃないか、そういったことについてぜひ、それぞれの組織やそれぞれの地域の特性に合わせて防災力を高めようとしておられるわけですから、それについて参考することができるような事例があれば、やっぱり先進事例として町内の各組織に伝えるっていう役割は皆さんにあるんじゃないかと、皆さんも現実に全国の先進事例に出張に行くんじゃないですか。それを学んで、そして町内の役場の中での合意にしていく、あるいは行政の組織の政策に生かしていくということなるわけですから、そういった点では自主防災組織の経験をしっかりと皆さんに伝えて町内全体の意識にしていくということは、これは役場の仕事じゃないかと思いますが、どうも今の答弁は、私は全く意に反するところでありますし、提案を完全に否定されたというふうに受

けとめざるを得ません。町長の答弁を求めます。

議 長（西 日出海 君）

はい、町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど総務課長が申しましたように自主防災組織というのを全町内会で組織をしていただきまして我々としても大変うれしく思っております。

この自主防災組織というのは、先ほど申しましたように自分たちの安全は自分たちで守っていただくというのがまず主でございます。それから、町内会の危険箇所とか、声かけ運動ですね、声かけ運動をしていただくというのも我々としても大変役に立つのではないかと考えております。

災害とかいろんな場合が起こった場合は、声かけ運動が一番の一番避難するところはどこだとか、そういう自主防災組織の中で話をされてますし、それから自主防災組織の関係で研修にも行っておられますね、組織がね。町としまして、こういうことができる、こういうことをしたいと自主防災組織のほうからもお話があれば、町として積極的に協力して、自主防災組織を核として、職員数が全体的に全部カバーできるわけではないわけでございますので、そこら辺は向こうからもお話があれば積極的に先ほど申しましたように、出前講座とかいろんなことをやっているわけでございます。そういう中でやはり徐々にやって、自分たちの組織ということをつなげていっていただいて、組織というのを我々としても支援をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。はい、8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

私、以前消防関係の消火栓にホースを取りつけたらどうかということで一般質問で行いました。この中に111ページに消火栓維持管理費ということになっておるんですけども、これにかけてちょっと質問させていただきます。

今、佐々町消防団が定員不足、また町外勤務者がほとんどということで地元に残っておられる消防団員の方たちは非常に少ない状態で運営しておられるんじゃないかなということとっております。

そこで、私提案したんですけども、消火栓にボックスを、ホースどうの口と、そういうバルブということで設置したらどうかということで提案いたしました。その件について、検討されたのかどうかをお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

その件については、検討しておりません。今の状態で結構、何の支障も起こっておりません。で、分団員が佐々町以外にかなり少なくなったところにおいては、ホースと消火栓、ホースを壁に格納する場所を設けてしたりっていう部分は承知しております。町火消、町内会の人たちに消してもらいますというふうな内容で設置されている部分は見たことがございますが、今、佐々町において、そこまでして管理をする必要があるのか、それと消防団員以外の人に水を消

火させるということは、果たして今の現状でいいのかどうか、そこら辺りについてもありますので、その分については今のところ消防団のほうからそういった話がありませんので、町としては検討はしておりません。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

何人かの町内会長さんにもお伺いいたしました。確かに消防団のほうからそういう提案はなかったかと思いますが、町内会長さんの話によりますと、自主防災組織ということで、真剣に取り組んでおられるところは、まあそういう各町内会には消防団の経験者もおられると思います。そういう備えあれば憂いなしという言葉もございますけれども、まあそういうこと。今、じゃあ何かあった場合には、広域消防に任せておけばいいというお考えなのかどうか、今全然そういうことが起こってないから取りつける必要ないということでは言われましたけれども、町長のほうからお伺いを。

議 長（西 日出海 君）

はい、町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の淡田議員さんがおっしゃるとおり消防団員というのが、今なかなか確保が難しいということで、定員が21人ですかね、各消防団が21人だと思います。それが少なくなっているという現状もありますし、町外にも勤められる方がたくさんいらっしゃいます。それから先ほど淡田議員さんがおっしゃるように、OBの消火に慣れた方、OBの方もいらっしゃるわけですね、たくさん。そういうことで我々もOBの方に助けていただくというのは大変いいわけですが、そのOBの方についても、きちっとした組織っていいですか、そういうOBの方の組織もですね、きちっと立ち上げて、その後そういう消火栓とかそういうことについてもお話をしなければいけないと思っております。

ただ、個人的にこれでいいですよとか、そういうところはなかなか難しいわけですが、そういう考えが、消防団と協議をしながら、そこについては話をして我々町としても皆さん方の応援をいただきながらやっていかなければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

そのためにですね、やはり今、自主防災組織っていったら地震とかそういうことで思われるかわかりませんが、私は以前、鹿町のほうに、その自主防災組織のということで見学に行っていました。見に来んかということでは言われてまして、今の池田団長がそういうことでこんなことやりよるけんか見に行きませんかということで、鹿町辺りと江迎ですけども、佐々町よりも一歩も二歩も進んでおるんじゃないかなろうかということでは思っております。そういう、みんなじゃあそういうことで力を合わせてやろうよということで町全体でやっておられますからですね、そこら辺のところも佐々町としても、そういう教育が勉強をしていただきたいということで要望で終わっておきます。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。はい、6 番。

6 番（平田 康範 君）

1 点お尋ねをいたしますが、産業経済課長にお尋ねをいたしますけども、実は、89ページに農業次世代人材投資事業補助金というのが150万計上されております。これは、予算説明会の中で内容はちょっとお聞きしてなかったんですが、事業名の変更だということで、昨年からの引き続きの事業だろうと思うんですが、説明書を見てみますと、就農初期段階の青年就農者に対して給付金を出して支援をするというようなことになっておるようでございますが、これにつきまして昨年度の実績と合わせまして、本年この事業どのような形で取り組みをしようと考えておられるのか1 点お尋ねをいたします。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

89ページ中ほど下の農業次世代人材投資事業費補助金ですけれども、これは1 件、昨年新規就農された方の国の交付金、給付金でございます。今、現在、給付金を受けてらっしゃる方は、今、現在イチゴをしてらっしゃる1 件の農家でございますので、28年度実績が1 件、29年度実績も同じように1 件ということで、一応基本は3 年間ですけども、2 年間の延長もあり得ますので、予定ではそういった格好で年額が150万ということになりますので、このような形で今後もしばらく上がってくるということになります。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

はい、6 番。

6 番（平田 康範 君）

ということは、昨年からの引き続き事業で一人の方にしてるということですね。じゃあ、もしですよ、今年度、新たに新規就農されるというような方が出てきた場合の対応ちゅうのはどうなさるんですか。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

仮に今年度——29年度ということで新規就農者の方が来られた時には、国の要件に見合うかどうかという確認がまずございます。もし新規就農するんだけども、給付金が今、現時点でもらえないとすれば、1 年後から給付金をもらうというふうなことになりますので、新規就農したからすぐ給付金に来るということじゃなくて、そこには事前の研修が必要だったりとかということがございますので、現時点で町が把握しております29年度に新規就農の案件があるかというところではございません。ただ、新規就農したいという案件はございますので、それが事前に研修を積んでるということで国が認めれば、急きよ29年度から交付金を交付するというふうなこともあるかもしれませんので、現時点ではその当たりの認定がされたという案件

ではございませんので、1 件一応話は上がってきておりますけれども、近いうちに確認をした上で国が認めれば29年度追加ということがあるかもしれません。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

いいですか。

ほかありませんか。はい、1 番。

1 番（福田 喜義 君）

90ページお願いします。13節、19節。

13節の委託料、有害鳥獣駆除業務委託料115万ですか、これは何名の方がおってこういう活動されているのか。

それとですね、19節509万8,000円、長崎鳥獣被害防止総合対策事業補助ですね、これに対して、これはワイヤーメッシュと思いますが、各地区、まあ山間部の方が主ですが、ワイヤーメッシュ張ってですね、もう5年もせんうちに下がもうぼろぼろになっていうところが、事例があつて実際、実際に何年ぐらいつということ、最初の説明では、十何年とか聞きますが、はっきりしたことは知りませんが、実際何年、耐用年数があるもんかですね、もう5年もせんうちに壊れた場合には自己負担でされるものか、それに対しての何か補助といいますか、ワイヤーメッシュの補給ということはありませんか、よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

まず、1 点目ですけれども、90ページの6目農業生産総合対策事業費の委託料のところですけれども、有害鳥獣駆除業務委託料というところで、すみません人数を把握しておりませんので、後ほど御回答させていただければというふうに思います。

その下の19節負担金、補助及び交付金のところですが、先ほど言われたワイヤーメッシュにかかる部分で、5年程度で腐食があつたといいますか、そういったことがあつたというふうな話で何年もつのかということですが、事前に県のほうなりから聞いているのは14年というふうなことは聞いてはおりますけれども、地域によって多少差があるのかというふうに思っております。今、現在1件、大茂地区のほうから今、1 番議員さんがおっしゃるようなことで、非常に短い期間でさびてしまったという話を聞いておりますので、現在その納入業者とも対応が可能なのかというふうにはお聞きはしておりますけれども、まだ明確に対応できるかどうかというところまでは至っておりません。非常に厳しい状況ではございますので、実態等を把握しながら今後の対応になるのかなというふうに思っております。町内の全域で見た時には、大茂地区と江里の一部の地区がそういった格好で短い期間で腐食が発生しているというふうなことのようですので、町内のほかの地域は今のところ、そういったお話を聞いてないもんですから、その地域性があるのかどうかも含めて今、検討をしているところでございますけれども、なるべく早めに対応したいというふうには思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

はい、1 番。

1 番（福田 喜義 君）

19節の分でですね、ワイヤーメッシュ、私も現場でこ積みしてあると、もうさびた、さびたの何ですか、真っ赤なごとある輪金、ワイヤーメッシュですか、あちこち置いてですね、置いてというかそこに設置して、一応置いて個人的に配らすとやろうけんが、場所によっては、ドブ漬けて使用したところもあるですね。その地区はその地区だけで経費を出してしているものか、補助でしてやるもんか、二通りありますが、やっぱワイヤーメッシュをドブ漬けたほうがもつことはもつですよ。お金もかかるですけども。県にその要望はできんですかね。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

県への要望、いわゆる補助の基準としてというところは何とも今、御回答できる状況ではございませんけど、今、言われるそのドブ漬けとかメッキをすとか、もしくは場合によってはステンレス製を購入すとかということ、地域によっては検討課題ではなかろうかという話は内部でしておりますので、前段の部分も含めて県のほうと話をさせていただければというふうに思います。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。はい、4番。

4 番（永安 文男 君）

2点ほどお尋ねいたします。95ページ林業費の関係ですけれども、森林組合の問題について、ちょっとこの予算関係ではちょっとどこにどうなっていくのかというのが見受けられないんですけど、森林組合の合併の問題あたりはどのようなになっているのかということ。ここでお尋ねするのが妥当かどうかわかりませんが、もしわかっているところの範囲で教えていただければと。この具体的な振興がこの予算にずっと絡んでくるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点ですね、108ページそれから106ページ、清掃とか管理の公園管理関係とか、シルバーの活用が今度いろいろ組み方を変えられてシルバーの活用が委託料として上がっておりますけれども、この辺で今後いろんな形でシルバーの活用を、高齢者の生きがい対策ということで始められたシルバー関係ですけれども、この辺の考え方をお尋ねしておきたいと思います。

それから、あと、すみません。それに関連して河川とか道路関係の軽微な刈払等の部分で、以前そういうふうな地元の方たちが集まった時に小規模なそういうふうな管理、草刈り等については、燃料とかそれからお茶等を出して、そういうふうなことで対応していただくことを考えたいというふうなことをお話されたことがあるんですけども、その辺の進展と言いますか、どういうふうな具体的な状況になっていっているのかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

森林組合の場合は、別団体でございますので、なかなかここで今の状況というのは言えるところは、言える部分と言えない部分があるんですかね。（発言する者あり）じゃあ、その辺から。産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

今、北松森林組合も合わせた森林組合の合併の件でしたけれども、この29年度予算には具体的な予算というのは載っておりません。また、森林組合の合併に関して、今、町のほうへ予算化というような話があつてるわけでもございませんので、現時点では今、予算化という部分については把握はしていないという状況でございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

はい、次は。建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

公園管理、住宅管理等のシルバーの除草の委託でございますけども、なかなかこれまで作業班のほうで対応してきたものが、なかなか人員体制の問題とか、そういったもろもろ他のいろいろな御相談を対応するために手が行き届いてないと、これまでですねそういった状況がありましたので、極力そういった高齢者の方々のお力をお借りできればということで、少しずつ手を入れていきたいということで、こういった予算をお願いしているところです。

それと、河川とか道路の小規模の地域でしていただいている分ですけども、一般質問等でもお話があったかと思いますが、町民大清掃とか地区によっては定期的に清掃も積極的にやってらっしゃるところもございますので、そういったところには、御要望があるものにつきましては、燃料等については対応をしております。

今後ですね、そういった燃料に加えてお茶代等というそういったことが今、お話が上がりましたけども、県が今、実施しております愛護団体ですね、そういった形の内容等も十分念頭に入れながら、そういった制度を運用することができないかは、今後は検討していく必要があるんじゃないかと思っております。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、86ページ農林水産業費から112ページ消防費までの質疑を終わります。

次、113ページ教育費から151ページ予備費までの質疑を行いたいと思います。質疑のある方、はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

ここのところで1点だけ、小・中3校にかかわっての就学援助費について120ページ、125ページ、130ページに出てると思います。

これも新聞報道等にありましたけれども、入学前の支給はできないのかということの質問であります。県内でも実施している自治体はありまして、長崎市では新中学校の1年生、南島原市では新小学校1年、新中学校1年ということで、どうも2自治体ほどあるようであります。こうしたこと現実にあるわけですので、何で佐々町でできないのかをお尋ね、せつかくこういった予算組むならば実のあるものにすべきではないかというふうに考えるものですから、お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

県内の大きな市におきまして就学援助費につきましては、3月の時点で入学準備金につきましてはの支払いを行っている自治体もございます。本町におきましては、例年3月の定例教育委員会で状況につきましての説明を行い、承認をいただいて4月に事務を行い、5月に支払いをしていたというふうな状況になっておりますと、本町におきましては、今の9番議員さんの以前からの御指摘事項も踏まえながら研究を続けてまいりました。今年度におきましては、3月中に取りまとめを行い、4月中・下旬、まあ4月中にですね、入学準備金の支払いをできるように今、進めておるところでございます。

なお、先ほどの大きな自治体におきましての入学準備金の3月の支給におきましては、例えば中学校1年入学時におきましては、小学校6年生の時点におきまして、前々年度の所得、申告状況見て計算をするわけでございますが、その方が該当するかどうかの是非につきましてのところから入り、その判定がですね、なかなか新年度に入りまして除外される方もおれば、該当新たにされる方もいるなどということもございますし、それにつきましては、3月の支給につきましては、今後研究をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議 長（西 日出海 君）

はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

ただいまの分については、国が補助することも検討始めたというふうに情報を得てるんですが、そういったことは教育委員会のほうには入っておりませんか。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

今のところ、ちょっと今、御指摘の情報につきましては、得てないところでございます。

議 長（西 日出海 君）

はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

区の大きい自治体では取り組んでいるということで答弁いただいたんですが、その所得のそごというのが一番大きな問題であろうと思いますが、そのあたりには工夫が要るんだろうと思いますので、私のほうとしてはどうしたらいいというふうな質問の仕方はできかねるんですが。しかしながら小さい自治体だからこそ、それぞれのお子さん方、あるいは家庭の状況等については、大きいところよりは的確に把握でき得る状況も、別のマイナスもあるかもしれないけれども、プラスの要件もあろうかと思いますが、研究課題だと思えますけれども、実際には今、一月前倒しになったですね、従来に比べてね、それについてさらなる検討を求めたいと思いますが、今、クリアすべき壁と言うか、障害はどういったところにあるんでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

はい、教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

御指摘のとおり、認定の所得をどうとるかというのが一番そこが起きやすいということで、そこらあたりを十分研究しなければならないだろうと思ってます。結局、源泉徴収票をもとにすれば1月以降、それから確定申告であれば2月中旬以降になるということ。ですから3月支給ということになれば前々年度の収入をもとにするというところで、おっしゃったようにそこが起きやすい。実際、支給を受けられるのに受けられない、もしくは受けられないのに受けてしまうと、そこらあたりの研究を少しやらないと3月中の支給は非常に難しいなというふうに思ってます。

まあ、本年度はそういった状況の中で何とかということで、3月末の定例教育委員会で報告、そして承認をいただくわけですけども、それと同時にもう4月決定通知を出して、もうそのときには支給準備をしておくというような形で現在できる形の中での最も早い4月中支給ということを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。はい、7番。

7 番（須藤 敏規 君）

ほかの方が言われるかなと思いましたが言われませんでした。

先ほど修正動議をかけました口石小学校の用地購入費ですけど、やはり担当委員会が1月20日にあって、価格の問題もいろいろ出ておりますが、なかなか審議が単価について審議されないように、調査がなされてないのでお伺いしますが、御存じのようにあそこは田んぼでございますので、田んぼがなぜ宅地評価でこう進めて来られたのか、田んぼの価格があそこは幾らになってるのか、まずそれを。理由づけとして駐車場は佐々小学校も佐々中学校も足りないということは十分認識はしておりますけど、なぜあそこに今、骨格予算の中でされたかというのを順次お尋ねしていきたいんですが。そういうことで、必要性がほかもあろうかと思いますが、口石小学校の裏のグラウンドに以前、駐車場用地として確保したことを記録しておりますけど、あそこに50台ほどとまるかどうかわかりませんが、また学童保育も隣に貸してあると思うんですけど、あそこは職員用とか来客用のために確保したと思っております。それで、なぜそうされるのか。会議録読みますと28年11月から交渉に当たられたということで、検討を始めたということでございます。そして、12月ですか、ことし1月に税務署とかに協議に行かれたと書いてありますけども、土地収用というのは、御存じのように町が主に進められて必要性があるということで税務署との打ち合せだと思うんですけど、それが勉強会のほうにいただいた資料によりますと、受理となったもんですから、3月9日付でもう決定が来たように捉えてるんですけども、いつそうされたのか。そこら辺をちょっと詳しく聞きたいと思います。

あと、交渉に当たられたのは教育次長だけなのか、どなたか一緒に行かれたのか。多分交渉経過は記録に残るとは思いますけども、そこら辺の経過で初めに田んぼの価格での交渉はされたのか、ということをお尋ねしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

これより休憩に入ります。

午後1時より再開いたします。

(12時02分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
答弁からです。教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

7 番議員さんの御質問、数点ございましたが、まず 1 番目に骨格予算なのに、なぜ掲載したのかと、載せたのかというところでございます。

土地の売買関係で、うちのほうから相手方との話し合いを持ったものですから、それをスムーズに行うことを考えておりました。平成29年1月20日に、産業建設文教委員会を開いていただきましてお願いをしたところでございます。

それから、学童保育の横の駐車場でございます。来賓用の駐車場としてなっていると思うが、何台ぐらいなのかというところでございます。そこにつきましては、詰めて駐車をすれば、これ学童保育の建物に向かいまして細長くなっております。詰めて駐車して40台程度、それから出入りが可能な状態で中通路をとって、整理した状態で、かつ学童保育の駐車が夕方行われておりまして、私たちが確認した時点で7台ほどとまってたんですけども、その車の旋回場所を考慮したことによって、15台から20台程度が、整理してとめられるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

それから、税務署との協議でございますが、税務署から来ました譲渡所得の課税の特例の適用に関する確認についてということで、この確認がとれたことによって、今後、本格交渉を進めることが可能ということになりますので、それを確認をいただく前に、こちらが提出した租税特別措置法適用に係る税務署の事前協議につきましての資料の送付は2月17日付で送付させていただいております。

なお、この前に、1月17日と1月24日、それから2月9日に、それ以前の税務署との協議を行わせていただいているという経過もでございます。

それから、交渉に当たったのは次長一人かということでございますが、私一人で対応をさせていただいております。

田の価格につきまして、固定資産評価額を調査いたしましたところ135.93円、平米当たりの単価でございます。779平方メートルを掛けまして10万5,889円というふうになります。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

なかなか具体的な回答がないようですので、骨格予算で話し合いをしたから計上したというのは、理由になりません。何で必要性を……。駐車場は、先ほど言ったように佐々小学校も中学校も、みんな困っているわけです。その必要性に対して、ちょっと収用でいく理由としては、乏しいかなと思います。

そうしたら、先ほど言われた田んぼの価格が135円云々ということで、10万5,000円が、なぜこが膨大な価格になるのか。先ほど動議のときも説明申しましたとおり、国においては公示価格があって、憲法第29条第3項には何て書いてありますか。正当な補償のもとに、基本原則が書いてあるわけです。ということは、憲法違反なんですよ、これは。それをどこまで大きく町長の裁量権の中で、価格が3倍になるか、4倍になるか、5倍になるか、10倍になるか。基本は、田んぼの価格が基本になるわけです。その中で、議会として認めるかどうかは、また

議会の裁量権の中でそれぞれが判断することになるものですから、始めから宅地評価で話を持っていく最初の入り口が間違っていたんじゃないかなと私は思うわけです。

ですから、10倍にしても100万円ぐらいにしかならんわけです。ましてや、今後の教育委員会で計画なさるとる小中学校の施設の整備計画の中で、あわせて計画した後でも、こういう予算はよかったんじゃないかと私は考えておるわけです。

今回は、たまたま選挙戦もあるものですから、あえてこの骨格予算の中で組んでくるちゅうのが、原課としての考えが、到底私は理解できない。ほかの課は、全て協議なさって、落とされてきた中で。何かあったんですか、今しなくちゃいけない理由が。

収用と先ほど言われましたけど、それじゃ収用の租税特別法の第何条の何項のどこで、そういう国の方も税務署も、田んぼ宅地並みで買っていいって言われたのか、私は聞きたいんです。どういうところでそがんことが通るのか、国も。どういう計画があって、町が収用なさるとるのかです。具体的計画がないと多分、国は認めないと思うんです。租税特別法のどの条文でなさってるんですか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

今の御質問の租税特別措置法でございますが、租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イでございます。

議 長（西 日出海 君）
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

そこには、当然知らんですから、何て書いてあるのかちょっと教えてください。

それから、通常でしたら、不動産を売買するときは、不動産鑑定士を入れてするんですけども、今回は先ほど言った田んぼの価格じゃなくて、宅地を評価した根拠を、それ庁内の会議で町長さん、副町長さん、教育長さん、教育次長さん、財政担当の理事もおられたんですけど、それいつの時点で、宅地の価格で予算計上しようと思われたんですか。それを教えてください。協議なさって、田んぼもまあ宅地でいいだろうって、いつ決められたんですか。

議 長（西 日出海 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

租税特別措置法施行規則第14条第5項につきましては、ちょっとすみません、書類を今、見つけきらんでおりますので、あとでちょっとすみません、ここは探したいと思います。

それから、価格でございます。口石小学校の買い取り希望に対する町の対応ということで、これは税務署のほうにも添付する資料でございますが、町が方針を決めたというところでの決裁につきましては、平成29年1月6日、先日の委員会でも説明した日付でございます。

議 長（西 日出海 君）
ほかはありませんか。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

同じく124ページの公有財産購入費、口石小学校用地購入費の件で、私も動議の賛成をしておりますので、その関係の点で、ポイント的に質問させてください。全体としての考えのところで、質問を1点させていただきます。

そもそも町全体でつくられた公共施設等総合管理計画で、現在もつくられている今年度作成予定の教育施設等総合管理計画ですかね。その部分の名称はちょっと間違えておられるかもしれませんけれども、そういった教育施設関係の総合計画が現在作成中ということで、よく総務理事のほうからも説明がありますが、我々が個々の施策の提案等をした際に、全体を見てということで、常日ごろから御回答をいただいております。

最近よく耳にしますのが、全ての業務についてPDCAサイクルで行われると。プランがあって、実行があって、チェックがあって、アクションがあるというような業務のサイクルで行かれるというふうに具体的おります。

繰り返しになりますけれども、動議の提案理由にもありましたように、今回の件は、プランを示されない状況で実行が始まっていると。DOが始まっているじゃないかなというふうに感じております。常日ごろおっしゃられている計画を持って業務を遂行するということで、個別の内容についての目的、必要性については理解をするわけですが、全体を通してということで、常日ごろおっしゃられている部分について、現行不一致する部分がありますから、その点、その部分からかけ離れて提案される理由ってどうか、そこを御説明をいただければという点が1点。

それと、予算の勉強会のときに、今後のスケジュールということで——これ事務的な問題です——お示しをされました。地権者による転用を行った後、町と地権者との売買契約を行うんですよと。通常的にいえば、相手方があってからの転用ということであれば、農地法の4条ではなく5条での適用を行うべきというふうな認識でおるわけですが、その部分も違う方向性で進められていくというふうな御説明を耳にしておりますので、どういったことでそういった流れになるのかという部分も、ちょっと理解に苦しむ点があります。

その2点をお伺いしたい。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

まず一つの阿部議員の御質問で公共施設、阿部議員のおっしゃることは、小学校2校あるわけでございます。中学校は1校です。それについて、全体的な計画っていいですか、そういう今、計画を立てているのではないかと。そういうことで、用地を取得するのは不自然だよというお話だと思っております。

これについては今、公共施設の、先ほど申されましたように総合管理計画の中で、学校施設の事業計画っていいですか、そういうのが未策定でありますので、今、策定をしているところでございます。

しかしながら、全体的に小学校をどうするのか、中学校をどうするのかっていうのは、まだ正式にどうするのかっていうのは、全体的な計画っていうのがなかなか立ってないわけですが、ただ口石小学校についても今、用地っていうのを今度購入する予定っていうのが、隣接しているわけです。隣接しているっていうことは、やはり小学校の管理計画っていいですか、そういう中でつくっても、やはり町としては隣接しているところは買って置いて、あとで例えば口石小学校のいろんな施設の方向性とか出すわけでございますけど、そういう中でも、私は必要不可欠じゃないかと思って、今回そういうことで今度、用地を、そういう話を聞

いたもんですから、今回、予算を計上させていただいたということでございます。

先ほど、農地法の 4 条申請とあるのは、これ農地法の 5 条だと思っておりますので、ちょっと詳しいことは、次長のほうから説明させていただきます。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

阿部議員の 2 点目の農地法にかかわるものでございますが、農地法第 5 条に基づいてということで、私が大変、5 条でいきますので、ちょっと惑わしい説明をしておったところを御了承いただきたいと思えます。

それから、先ほどの須藤議員さんからの質問の中で、租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 3 号イというのは、本人さんに発行する書類のこの条項でございますので、土地収用法第 3 条第 1 項第 21 号に基づいて行うことによつての課税の特例ということで考えておるところでございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

町長、私が申し上げているのは、その必要性とか云々の点で申し上げているんじゃないんですよ。結局、さまざまな課題があつて、それを解決するために施策を実行されるというのは理解することです。おっしゃられているのが、プランをもつて進めていきますよと。PDC A サイクルの中で提案があつてくるというふうな認識が私の中でありますもので、計画性を持って上程がなされるというふうな理解を私はしています。そういった説明を今までもされてきたと。

計画にないものは、全部上げられないかという問題ではないですけど、公有財産の取得というのは大きなテーマであり、計画性をもって上がってくるべき案件ではないかなと思うんです。町長のおっしゃられている部分であれば、計画は計画であり、隣接する敷地については、課題があれば、相手方があることですから。突然、執行の予算提案もあるんですよと、今後もあるんですよということの説明なのか。

私が聞きたいのは、計画があつて、提案があつて、賛否を判断するというふうな立場にあるのかなと思うんですけど、計画を示されない、現在つくられている全体的な考え方については、町全体で、公有財産云々というような総合管理計画はつくられてますから、それは理解しているんですけど、具体的計画もまだ定められていない状況で、個別に、ましてや骨格予算である新年度の予算で、先行してこの部分が上げられたというところで、その賛否を我々に問われているのは、なかなか厳しい提案だなというふうに認識をしていますので、そこにはどのような理由があるのかなという部分を聞きたいと申し上げているんです。

いつもプランがあつて進めていきますよとおっしゃられているでしょう。プランをまだ我々まだ見てないんです。全体計画、個別計画、教育委員会の計画は今年度作成されていると。計画が示されていない状況で、個別に先行してこの案件が上程されるということに、なかなか理解に苦しむと。今後もこういったことが起こるのかなと、という観点の質問をしています。

よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の用地買収をするという土地については、そういう民間に売りたいという情報が入ったということで、町としてはお願いに行ったわけです。それが、土地が隣接していると。学校の敷地に隣接しているということで、それからいろいろなお話、今まで私も聞いてきていましたけど、やはり教職員の方とか、いろいろ P T A とか、来客される方の駐車場が足りないというお話もお聞きしていました。

そういうことで、今回その敷地をずっと駐車場にするかはわからないんです。ただ、町としては、そういう学校の用地として用買をして、早くそこを、今は隣接地でございますので、今後の利用計画に役立つ土地ではないかということで、今回、地主様方の変わらないうちにお願いしようということで、当初予算に上げさせていただいたということでございますので、御理解をいただければと思っております。

議 長（西 日出海 君）
2 番。

2 番（阿部 豊 君）

初めて確認できた、原因が今、明らかになったのかなと思います。町長のほうから、地権者の方が、民間に売りたいとの意向を示されている情報を得たので、行政としては対応を急いだというのが理由です。今、初めて聞きました。結局、そういった状況で、プランよりも先行をして、有効活用をしたいということでの提案であると。

最初からそう説明されれば、大分観点は変わってきているとは思んですけど、プランが示されて実行していくというふうな認識でありますから、かかる必要性については、この課題のみならず、先ほどおっしゃられました小学校が 2 つある、中学校 1 つある。同じ課題を抱えているわけです。隣接する候補地は、それぞれにもあると思うんです。だから、そちらとの整合性っていうのはどうなるのかなという部分が、計画も見ませんから、具体的計画示されていないので。理解に苦しむということで、ましてや骨格予算ですから、そうせく必要はないのかなと。

ちょっと言葉が、せくというのはちょっと申しわけないんですけど、早急に対応する必要はないのではないかということで、動議を出させていただいておる次第で、そのところのポイントが理解できませんでしたので、質問をさせていただいた次第です。

先ほど事務の取り扱いのポイントですけど、いただいている資料によると、これ 4 条をして買い取りますよというスケジュールにしか見えなかったんです。これ間違いってということですよ、それでは、出された資料が間違いですよ。

なら、勉強会の資料で出されているわけですから、先に訂正をして御説明をいただかないと、このとおりでいけば、4 条をして自己の用に供する転用をもちいて、その後買いますよというふうな説明しかいただいけませんので、それが間違いでしたということでの説明は、冒頭あるべきじゃなかったかなというふうに私自身認識しますので、その点は、再度の御回答をお願いします。

再確認です。ということであれば、現行ある小中学校の教育施設等の隣接する用地について、現状の敷地では不足しているというのは、いろんな目的の中で課題として上がっていると。地権者の意向で、売却を希望するという状況であれば、行政としては購入のほうで今後も進めていくというふうに認識していればいいのかの確認をしておきたいと思っております。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど私が申しましたように、これはどなたかちょっと聞いてないんですけど、こういう話が出ているという話は聞いたんです。売りたいという話を聞いている。民間のほうに売りたいという話を聞いているということで、これは町内会の何かの会合のときに、そういう話を聞いたと思います。そういうことで、私が聞いたのか、直接聞いたのかは、教育長、教育次長から聞いたのかは、ちょっと私覚えていませんけど、そういうお話が私のところにありまして、やはり学校っていうのが、今後建てかえとか、それからいろいろな方向をしなければなりません。

ただし、人口がものすごく減れば、一つにまとめる方法もあるわけですけどね。将来的な計画、これはもうわかりません、どうなるか。ただ、今の口石小学校、佐々小学校というのは、厳然としてあるわけですから、やはり使いやすいようにどうするかということ、それから修繕とかいろいろ方法があるわけです。それでも、今の敷地っていうのはなかなか難しいわけですので、やはり町としては、そういう敷地を確保していく必要があるんじゃないかと私は考えました。

そして、口石小学校はもちろんですけど、佐々小学校も佐々中学校も、そういうことがあれば、我々としては地続きといいますか、続いているなら、やはり相談できるならそこで相談して、今後の対策といいますか、駐車場はもちろん不足してますけど、学校の建てかえとか、そういうことも出てくる可能性があるわけです。だから、そういう方向を考えれば、やはり敷地としては確保してくべきじゃないかということで考えたということでございますので、御理解をいただければと思っております。

それから、先ほどの私も 5 条と思ったんですけど、農地法の 4 条申請ということでお話をしているということでございますけど、そこら辺は次長のほから説明させますので、よろしくお願ひします。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

資料の書き方が、大変誤解を招くような書き方になっていることの御指摘のとおりでございますので、後で修正し、お配りさせていただければというふうに思っております。

議 長（西 日出海 君）

これは、提出した資料の間違いですか。教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

資料といいますと、先ほど議員御指摘の当初予算の勉強会の折に提出させていただいた資料でございますので、そこを修正して配付させていただければというふうに思っております。

議 長（西 日出海 君）

暫時休憩します。

（13時26分 休憩）

（13時35分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会のほうから、資料の提出がありました。訂正事項等が出ておりますので、教育次長のほうから説明をさせたいと思います。教育次長。

教育次長（水本 淳一君）

議会の勉強会、当初予算の勉強会の折に提出しておりました公有財産購入についてという、この資料の下から 3 行目の今後のスケジュールのところにつきまして、誤った記載をしておりましたので、今回、平成29年 4 月以降のところ、地権者と町による農地法第 5 条による農地転用許可手続きということで修正させていただきました。大変申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほか質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで113ページ教育費から151ページまでの質疑を終わります。それでは、最後に歳入歳出全般の総括質疑を行います。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

歳出でお伺いします。歳出の全般的な部分で私がお伺いしたいのは、いわゆる報酬、非正規の方の。こういった観点から申し上げているかと申しますと、現在閣議決定して上程されております地方公務員法の一部改正の課題ですね、特に特別職非常勤職員というこのポイントです。総務省のほうから平成21年度通知、26年度の通知、これ出されております課題は、任用根拠の明確化や任期つき職員制度の活用を促す内容です。

こういったポイントかという点では、簡単に申し上げれば、労務性の高い勤務形態にある方々を特別職で任用するのは不適切だというふうな指導内容で、元来一般職非常勤職員としての取り扱いをするべきだと。

現行、特別職の非常勤職員の方々は、報酬という形でもらわれておまして、賃金という形態ではありません。ましてや、通常の諸手当を支給できない状況にあると。結局そのポイントのところ、いわゆる不適切な任用状況になっていらっしゃる方々を、一般職非常勤職員として任用すべきだというふうな指導の通達がなされていると。これの法制化の施行の予定が2019年の4月からということで、現行でいえばあと2年間ぐらいの猶予はありますけれども、実態として佐々町は非正規率が日本一高い状況にあるというようなことで、その部分は早期に改善すべきではないかというふうな観点で私は理解しておりますので、現行の状況は今までと変わらない状況の予算の上程ということになっております。骨格予算ということで、半年間の予算を上程されている状況ではありますけれども、町長の認識としましては、この部分の厳格化や適正化についての取り組みを今後どのように考えられているか。その部分について、以前いただいたのは法整備を待つということでの御回答をいただいていた認識があります。そういった状況でいいのか、私自身は法整備を待つまでもなく、率先して、この大きな課題に取り組むべきではないかというふうな観点がありますので、そこの認識の点を、1 点御質問をさせていただきたい。

2 点目は、委託料の点でございます。元来、金額等にもよりますけれども、入札される予算であれば、ここの説明欄のほうの金額表示もないような状況ですけれども、金額表示が出ている分は、大体複数件の案件か、随意契約で出されるような状況にはあるんじゃないかなと思うんですけれども。

委託料の点で、1 点目、個人との委託契約という部分があるのかなのか、全体を通して。このポイントが 1 点。

2 点目、随契と見られる案件がありますけれども、随意契約はその条件がさまざまあります。競争入札よりも有益であり、簡単にいえば安価で効率的であるというようなポイントじゃないかなと思うんですけど、相手方含めて、金額含めてそれ相応の条件があると思うんですけども、このチェックはどのようにされているのかというポイントを 1 点確認させてください。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

まずは町長のほうからでいいですか、総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

ただいま阿部議員の御質問ですけれども、ただいまの国会に提出されたばかりで、私どもとしては、今度の 29 年度の当初予算に盛り込むということは難しかったということのひとつ前もって回答しておきたいと思えます。

それと、もし今後の予定ですけれども、本町におきましては、非正規率が高いという御指摘もございましたけれども、今後は業務の見直しを行いまして、アウトソーシングを進めていくことになるのだろうというふうに考えております。もちろん、正規職員、非正規職員の定員管理もしっかりしていく必要が出てくるのかなというふうに思っております。

いわゆる嘱託の人、地方公務員法の 3 条、それと 22 条ですか、今、臨時、パートの職員で扱った人たちを、全て同じ名目で今からは取り扱っていかねばならないというような法律でございまして、何年も雇用ができるわけではございませんし、また雇用する場合には、いろんな手当を退職金も含めまして、期末手当等の支給も書いてございましたので、そこらあたりを考えますと、今後、年を明けて 29 年度に入れば、本町の場合におきましては、人数が多いこともありまして、早急に対応していかねば 2019 年の 4 月には間に合わないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

次は、委託料は、委託料の関係は誰。企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

個人への委託業務ということで御質問が上がっておりますけれども、現在、全部の分の集約ができておりませんので、お時間をいただければというふうに思えます。

それから、随意契約のチェック体制はということですが、基本的にはここはもう原課のほうで、随契の理由、競争入札しないで随契する理由というのはきちんと整理をして、あとはその決裁の中で判断していくということでチェックするというような形にさせていただいていると思えます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

総務課長の答弁は、事務的には法改正を待つまでもなく、執行側の方針としては前倒しに事務作業には取り組んでいくというふうな事務方の取り組み姿勢の内容は伺いました。これ、大きな行政課題である、そのトップである町長の方針という部分を伺っておくべきではないかなというふうに、私自身認識しておりますので、結局特別職の非常勤職員というのは、いわゆる守秘義務、政治的行為の制限、営利企業への従事制限、公共利益保持に必要な諸制約が課されていないというふうな課題があります。

しかしながら、勤務実態がいわゆる、なぜそういう状況にあるのかというのは、非政務的にいきますよと、労働性が低い業務ですよということが大前提に、そういった公共の利益保持に必要な諸制約が課されていないと、いわゆる守秘義務、公務上重大な問題が生じる業務にはつかないというのが大前提になっているというポイントを、認識していただきたいというふうに思いますし、労働性の高い業務を行うのであれば、手当も支給、一時金も支給すべきだというふうな国の方針が出されている。大きな非正規率が高い佐々町にとっては、大きな行政課題としますので、町長の方針をお伺いしたい。

委託料の随契の部分は、個人への委託があるのかというのは、後日回答をいただくということで認識しておけばよろしいのでしょうか。その部分を 1 点。

随契のさまざまなチェックについては、原課で行っており、総括したチェック体制は現状のところありませんよと、検証を行うこともないんですよというような御回答なのかの確認を再度させてください。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の御質問、非正規職員の問題でございます。

今、本町が昔西日本新聞に載りましたように、非正規職員が多いということで、出先機関、特に保育所とか給食センターが多いわけですね、そういうことで今度は委託するというところでございます。

しかしながら、やはり職員に負担をかけているのも事実でございます。やはりそれは職員が足りない部分もあるかもわかりません。

ただ、私としては、今のやはり、今度もそうですけど、当初予算で臨時職員、パート職員がたくさんおると。町内にもたくさんいらっしゃるということで、そこら辺はいわゆる行政改革といいますか、そういうもう一度職員の方にも見直しをしていただかなければならないと思っていますし、やはりその中でやっていくと。それが雇用すべきものは常用といいますか、職員としての採用、雇用を募集をやって、正式に雇用をしなければならぬということ、よく副町長以下、職員の方がよく話し合っていて、そういうことをやらせてもらいたいと思っていますし、やはりその中で検討していただければと思っています。

ただ、先ほど申しましたように、いろいろできないとこ、できるところはたくさん、単純なところもあるわけですね。だから総務部長、先ほど申しましたように、やはりアウトソーシングというの、今は考えていく時期にきていると思います。長崎市役所とか、いろいろなこともそういうアウトソーシングでやっているわけですね。だからそこを考えて、いかにして経費を抑えるということも私どもの努めでございますので、財政的な考えを持ちながらやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

個人への委託のものですけれども、できましたら休憩をいただければ、その時間に各課のほうに確認をさせていただきたいと思っております。今ちょっと私が総括してお答えもしている上で、今、手元にそういうふうな集約した資料がございませんので、ちょっとお時間をいただきたいということでお話をさせていただきましたので、ちょっと今、各課に確認すればすぐわかるかというふうに思いますので、休憩をいただきたいと思います。その間で整理できたらと思っております。

それから、随意契約のチェック体制は、御指摘のとおり全体的に検証するようなそういうシステムは今のところございません。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

別に休憩はしません。各課の課長でわかれば答弁してください。各課で課長で答弁できる方はどうぞ。住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

住民福祉課長。

3 款民生費につきましては、法人でありましたり、あとは任意の団体でありましたり、個人と町との委託契約についてはございません。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

建設課長。

建設課におきましても、法人もしくは任意の団体等での契約は一応予定されておりまして、個人は今のところありません。

議 長（西 日出海 君）

ほかはないですか。教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

教育委員会のほうにおきましても、この13節委託料の中に個人との委託契約はございません。

議 長（西 日出海 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

税務課長。

税務課におきましては、個人との契約のほうはありません。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

産業経済課長。

それぞれの課と同じなんですけど、1 件だけ産業経済課取り扱いの分でございます。ページ数が100ページになります。

窯体験施設管理費の中で13節委託料240万計上しておりますけれども、皿山窯体験施設指導管理人委託料というのが、基本的には個人への委託というふうになっております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

総務課でもございません。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

企画財政課でも個人への委託はございません。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

保険環境課長。

保険環境課所管につきましては、基本的には法人それから任意の団体、それと法人ではありませんけれども、個人経営のところに委託しているという部分が2件あります。ほかありません。

議 長（西 日出海 君）

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

1 点目、地方公務員法の一部改正の非正規の関係ですね。私自身アウトソーシングが全てだめだというふうな認識は持っておりません。それともう1つ関連で、継続性を持った行政サービスの維持には、経費が削減されるということは求められていくことなんですけれども、必要な経費は確保し、直営で堅持するものは直営で堅持することが、住民サービスの向上につながるという観点で、削減ありきの行革ということで、そういったことを申し上げている趣旨でもございませんので、その点は理解していただいて。

今、国が進められているところの同一労働と同一賃金という観点から、非正規の方々が社会問題になっている状況もあります。公共のみならず、民間で法整備も進められております。非

正規でなく正規で雇用されることにより、将来設計が持て、勤労世代の意欲を向上させるという点では、少子高齢化のポイントの中に結婚をする、しないという課題もあります。そういった観点からも、どのような形であれ、非正規雇用され、社会設計、将来設計が組まれるような労働環境の整理ということは、公共のみならず民間にも求められている課題ではなかろうかと思えます。

佐々町は非正規率が高いというポイントで、行政課題としてありますので、法改正を待つのではなく、出して待つのではなく、前持った取り組みを希望して答弁を、このポイントについては終わりたいと思えます。

2 点目、個人への委託というポイントにつきましては、契約上、課題となってポイントがあります。そういったポイントをクリアしているのかどうかを再度チェックをしていただいて、あるべく姿にしていただきたという観点から質問をさせていただきましたので、状況は把握できましたので、そのあるポイントについては、私が質問した趣旨を御理解いただいて、今後、状況的にオーケーであればいいんですけども、改善を要する点であれば改善を進めていただいて、執行していただきたという意見を述べて質問を終わりたいと思えます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかありますか。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

全体的なところで質問をいたします。1、2、3、4、5、6、6 個、6 つお尋ねいたします。

1 つは、予算書の 14 ページ、8 ページにかかわって、臨時財政特例債と地方交付税についてです。

本来地方交付税の法定率の引き上げによって、自治体財政は支えられるべきだというふうに考えておりますが、特例債の金利、今回 2% ということで出ておりましたけども、実際はどういうふうな金利になっているか、そして下げて予算計上されてこられるというのは、これ当然のことであって、実態に即したのものにもっとしておかないといけないんじゃないかということでもありますけれども、それが主目的じゃなくて、特例債という借金が本町財政に与える影響をお尋ねしたいというのは、交付税の中身に特例債の返済の財源がここに充てられ入っていると思っておりますが、今回の地方交付税の金額の中に、この借金返済のお金がどれだけあるのかということをお尋ねしたい。だから、それが何%になるのか。

それと同じように、町債と基金についてです。交付税措置がされるのは、先ほどと同じ質問になってきますが、何%になっているのかということですね。

それで、今、基金の残高と予算規模をちょっと見ますと、基金残高が予算を超えて財源があります。ちょっと卑近な例をいえば、佐々町の住民は税金も出さなくても 1 年間は食っていきだけの基金がある、こんな基金を抱えている自治体は、そうざらにはないんじゃないかというふうに思うんですが、これは佐々町の財政規模からいって、きわめて大き過ぎるというふうに思いますが、その点についてはどういう認識をお持ちなのかお尋ねいたします。

私としては、住民の暮らし、医療、介護を初めとした社会保障の充実と、教育支援の充実の充てる財源は十分あるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか、その点についてお尋ねいたします。

それから、滞納繰越分がそれぞれありますけれども、督促の方法、それから強制執行、これはもう昨年度 28 年度についてしておられると思えますから、どういう状態、実態だったのかお

尋ねいたします。

それから、教育使用料と環境整備協力金に関してです、16ページと32ページ。

教育使用料が1,457万1,000というふうにあります、無償にするという選択肢はなかったのか、全額ね。環境協力整備協力金は1,500万、これで十分まかなえるんじゃないでしょうか。ボートレースの舟券売り場開始のときの約束は、たしか教育あるいは福祉の充実に充てるというようなお約束があったのではなかったかと思いますが、その点からいけば、十分これで賄えるんじゃないかと、新しい疑問点が出てきているところですが、長与町では従来使用料はとってなかったやに新聞報道で見たところなんです、そういう選択肢はなかったのかということをお尋ねいたします。

さらに、マイナンバーについてです。19ページと56ページです。

3月17日付の長崎新聞で、マイナンバー処理簡素化、開始3カ月先送りという見出しがありましたけども、次年度の予算ではどう計上されているのか、どう対応されるのかお尋ねしたいと思います。

私はこのマイナンバー制度は、憲法に違反しているという疑いのあることなんです、まずこのことについて、どのように予算計上なさっておられるのかお尋ねしておきたいと思えます。

さらに、先ほどから2番議員が指摘されておられたところと重複するかもしれませんがお尋ねいたします。予算勉強会で、町の条例定数は121名というふうに教えていただけたんですが、これが121名というのはいつの時点で決められたのか、随分長くそのままになっているかと思えますが、時代も変わってきています。住民のニーズも多様化している。定員いっぱい121名の正規職員で例え雇用したにしても、住民に寄り添う行政ができるのかということをお尋ねするわけなんです、実際にあるべき定数について検討を加える必要があるんじゃないか、そのことについてお尋ねいたします。

非正規率が高いということで、安易にアウトソーシングにするということについては、私は反対です。正規で対応すべきところを非正規に置きかえたところに、今の原因があるのではないかと考えております。そういう点からいって、121名の定数は正しいのかどうなのか、お尋ねいたします。

以上。

議 長（西 日出海 君）

どなたからいきますか。企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

まず、利率、今回の地方債補正で、予算書の、すみません、地方債補正8ページでございます。

今回利率を年2.0%以内という形で設定をさせていただいておりました。これですけども、実際の借入れは幾らぐらいかというふうなことでございますけども、現在は財政融資資金の場合0.01%の借入れ利率という設定になっております。

ただ今回させていただきましたのは、基本的に財政融資資金の貸し付けの金利と申しますのは、基本的に国債の金利と同水準というふうな形になっているようでございます。

最近の平成29年2月以降の財政融資資金の貸し付け金利、最大の40年償還の分を見ますと、大体0.8%ということを示されておまして、これが今後の金融の動向によって0.8から約1%を超えるということもないことは、もしかしたら想定されるのではないかというふうなことも見越しまして、1%以内というのはちょっと危険ではないかというふうなことで、2.0%であれば十分対応可能だろうというふうなことで、基本的に平成25年度以降、国債も2.2%台にはなったことございませんので、そういうふうな状況で年2.0%以内という数値を利率を設定さ

せていただきました。

それから、基金の残高につきましては、御指摘のとおり非常に大きな残高になってございます。財政調整基金については、つきましては、標準財政規模の約20%程度を見込みながら、その辺を目安に進んでおりますけれども、そのほか公共施設整備基金が、その辺が一応大きな残高になってございます。

今後につきましては、これまでも何度か一般質問等々でお話をさせていただきましたとおり、今後の町有施設の老朽化、これをどう対応するかというの、やはり一番の課題でございますので、その分の財源として確保させていただいているというふうなことでございます。

それから、もう1つ、臨時財政対策債でございますけれども、この分についての恐らく交付税算入率をお聞きされたとお伺いしておりますけれども、申しわけございません、ちょっとお時間いただければと思っております。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

5 問目の定数121名、条例定数121名の件についてですけれども、121名になったのが、平成4年に121名になっております。町もですけれども、国も県もこの条例定数で職員数を把握しておりません。毎年、町が報告しております人数で把握しておりまして、今、現在、町が定数として認識している定数は100名でございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

滞納の分は誰。税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

税務課長。

滞納関係ですけれども、強制執行につきましては、今、確定申告がこないだ終わったばかりですけど、その分の国税の還付の差し押さえや、あと去年、今年度28年度ですけれども公売も1件実施をしております。それから、滞納が起きないように、現年度分につきましては督促状とか催告を送って、滞納が増えないようにしているところであります。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

住民福祉課長。

先ほど御質問の件でございますけれども、議員御承知のとおり、3カ月の遅れということで現状進んでいるという状況は、新聞報道によりまして確認をしているところでございます。

29年度予算につきましては、平成28年12月22日、閣議決定の平成29年度予算政府案により計上されたものに基づきまして、当初予算を計上いたしております。これにつきましては、個人番号カード等との作戦枚数等により変更が生じてくるということで、御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

議員御指摘の教育使用料1,457万1,000円につきましては、雑入の中のこれが環境整備協力金ということで、たまたまこれ1,500万ということでプラスマイナスになるんですが、教育委員会の使用料につきましては、地方自治法第225条による行政財産及び公の施設の利用についての使用料をとることができるということで、徴収することができるということで、本町の条例、施設ごとの条例等によって、徴収をさせていただいております。

また、この環境整備協力金の充当というのが、まだはっきりしておりませんので、本課のほうと企画財政課のほうとの協議がまだ行っていないというところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

理事はちょっと席を外しておられるんで、それ以外のところで再度お尋ねいたします。

滞納繰越金について、強制執行の件数がちょっと聞こえにくかったんで、いま一度お示しをいただきたいということなんですが、督促の方法について、少し足りなかったんじゃないかなと思って、今、詳しくお尋ねをしたいと思ひます。

教育使用料、確かにたまたまですけれども、たまたまということもあるんですが、環境整理協力金、いうてみればボートレースの舟券売り場が開始されるときに、このお金は教育のお金とか福祉の充実のために充てられるお金ですよという話ではなかったかということです。

中開けてみれば、ちょうどお金が一緒だ、そして長与町では長い間使用料は取ってなかったということからいったら、教育使用料については無償という選択もできるんじゃないかということでお尋ねたわけなんです。

そして、法律ではできるとありますけれども、長与町がしてきたように、しなければならぬという決まりではないですよ。それぞれの町で選択できるということではないかと思うんですが、このことについては、そういう選択肢は全くないのでしょうか。ことしについても予算決まっているからないということなんでしょうけど、将来的な話の問題としてお尋ねをしておきたい。教育委員会で無理ならば、町長がお答えいただければというふうに思ひます。

それから、マイナンバーについてなんですが、対応できるということなんですが、マイナンバーカードを取得した人も極めてパーセンテージは少ないということで、佐々町でも少ないということで聞いておりますけれども、制度そのものが動揺しているんじゃないかと思うんですが、そのあたりについてはどういう御認識をお持ちなのかお尋ねをしておきたいと思ひます。国のやることだから、一課長ではお答えができないということであれば、町長が答えてください。

それから、お帰りにになりましたんで、臨時財政特例債と地方交付税、それと町債で基金の問題でお尋ねします。

私が一番聞きたいのは、地方交付税の中で、いわゆる国のお金、借金に臨時財政特例債に限らずいろんな借入れがありますよね。それについて、国から何%というのは、交付税措置はされるということで、借入れをされるわけなんです、それ全部地方交付税の中にぶっ込みに入っているでしょ。これは、借金返済のためのお金ですよという色分けはついてないですよ。地方交付税の中で、どれだけ借金のための財源があるのかということをお尋ねしておきたい。

なぜ聞くかということ、地方交付税のうち6割も7割も借金返済のためだったら、実際に可能

な佐々町でしたい事業ができない。本来の地方交付税の役割を果たさないんじゃないかということが、私はお聞きしたいポイントなんです。ですから、地方交付税の中に借金返済の財源がお金がどれだけあるのかということ、ひとつお尋ねをしておきたいということでもあります。

それで、基金を置いてくところでは一致しておられるわけなんです、そうはいつでも、今度の交流センターは、4億超えて5億近くになっているんですが、そういったのを1年で10棟も建てるということはないでしょ、建てかえるときは、何年かずつ計画立てながらやるわけですから、50億の金を一挙にある年に使うということはありませんから、順々にやっていけばいいわけだし、耐震庁舎をつくらうと思えば国のお金出るんでしょ。助成なり補助なりあるはずですよ。

ですから、そういったことで私としては、この分は財源は十分あるんじゃないかと。あるという御認識であれば、もう少し違った予算になったんじゃないかということでもありますので、理事のお答えの後に町長からお答えをいただきたいというふうに思います。

それと職員のこと、町として100名の認識をしているということであるんですが、少なくとも平成4年に条例で決めたときから、時代は大変変わってきているという認識はお持ちなのかどうか、これだけお聞きしておきたい。

議 長（西 日出海 君）

答弁できる方、企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

企画財政課長。

すみません、臨時財政対策債についてのお尋ねがあったものですから、まずそちらのほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、29年度の今回の見込みですね、元利償還金の見込み、ごめんなさい、交付税算入の見込みは1億9,700万を交付税のほうで入ってくるというふうに見込んでおります。

一方歳出、公債費として出ていく分につきましては2億2,800万というふうなことで計算をしています。若干ここは基本的に臨時財政対策債は、御指摘のとおり100%交付税で措置されるものでございますが、今回ちょっと差がついておりますのは、地方債、臨時財政対策債というのは、基本的には据え置き期間というのが設けてあります。借り入れてから3年目以後に償還を開始するというのが基本的な通常の流れでございますけれども、本町の場合は利子の額を制限するために据え置き期間なしという形で、もう借り入れの翌年度から支払いを開始するというような形になっておりますので、国は一応一定のルールで理論方式で、交付税のほうに参入します、その辺で若干公債費の支出と交付税が入ってくる金額とか、若干ずれてまいります。ただしここは、トータルで集計しますと100%算入になっているという状況には当然なり得るはずという形で考えております。

御指摘の交付税、全額臨時財政対策以外で、いわゆる町の起債の中で、交付税どのくらい入っているかというお尋ねが先ほどからございましたけれども、すみません、その分の資料が私のほうで整理できていませんので、ちょっとそこにつきましても、またお時間をいただければと思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

まず初めに、先ほど人員の件でお話がありました。100名ということで総務課長からもお話がありました。この件が増えないのか、どうするのかということで、その当時も行革をやっていて、町としましてはコンピューターが入るから職員を増やさなくていいんじゃないかということで、やはり行政改革もやってきました。そのひずみが今きているかもしれませんが、やはり町としては、先ほど申しましたように、副町長を筆頭に事務方のほうで人員についての検討といいますか、そういうことをきちっとやっていただいて、今後どうするのかというのを、やはり考えていかなきゃならないと。

先ほどお話聞きましたように、非正規職員についても職員並みの待遇といいますか、そういう法律の改正になるわけです。やはり町としては、それも財政上の負担というのはものすごくかかってくるわけです。そういうことでそういう割を増やさないような感じで、職員で対応できるかどうかというのは、財政的に考えながらやっていかなければならないんじゃないかと思っております。

それから、マイナンバーについてのお話がありました。これは、法的にマイナンバーというのをするようにということでやってきておられますので、町としてはそれを国にしたがってやっていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

それから、基金の件でございます。基金がたくさんあることも私も承知しております。その中で、福祉のほうにということで仲村議員さんからも何度も御指摘を受けております。一遍に使わないじゃないかと。確かにそうかもわかりません。しかしながら、将来の財政という考えれば、人口減ということ、これは交付税の減するわけです。それから、町税も入ってこないわけです。それに公共施設というのは古くなっていくわけですから、そのほうにお金をかけなければなりません。やはり基金というのがそこで役に立つのではないかと、公共施設整備基金が役に立つと思っております。

そういうことで、やはり福祉に回しますと、なかなかこれを例えば時限で3年とか何とか、福祉というのは難しいわけですね。これは続けなければ皆さんの御理解を得ません。そういうことで、町として考えれば、そういう公共施設といいますか、そういうことに今から古くなっていくわけですから、そういうことに使わせていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

教育使用料の件でお尋ねがありました。確かに議員御指摘のように、当時神田のメガソーラー、そして今度ボートレースということで、福祉及び教育のほうに使用させていただきたいということで、当時答弁をいたしております。

確かにそういう目的で、今やっておるわけでございますけれども、5年前扶助費に関しまして5年前と比較しますと、今、現在もう4割、1.4割の増になっておるところでございます。そういったことで、扶助費は今後さらに増大していきますので、やはりこの使用料につきましては、利用者の応分に負担はお願いしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

大丈夫かな、今から計算する。企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

企画財政課長。

すいません、お待たせしました。実際の交付税の中に、交付税としてきた金額の中に公債費分がどのくらい入っているのかというなお尋ねだったと思いますので、実はここ28年度の交付税の関係で見ますと、実際に28年度の地方交付税、普通交付税ですけども、普通交付税の分は14億3,700万が確定額になります。そのうち、交付税分としてどのくらい入っているかといいますと4億9,065万円が交付税分として算入されております。ですので、率にしますと34%が交付税として算入されている状況でございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

すみません、先ほどの強制執行の件数ですけれども28年度中ですけれども、動産の差し押さえが5件、それから残価差し押さえが4件、それから預金の差し押さえが2件、それから生命保険の差し押さえが1件、それから国税還付の分で7件、公売が1件が以上になります。

議 長（西 日出海 君）

9番。

9 番（仲村 吉博 君）

理事が答弁なさって、34%が地方交付税の中で返済のための財源になるということで、本来地方交付税の法定率が上がって、臨時財政対策特例債に頼らないような財源交付を国がしてくれば、このことについて34%も含めて佐々町の財政に資するところはあるわけだろうと思うんですが、そのあたりについて、この前予算の説明書の資料を見ると、借金の臨時財政特例債のほうが金額多くなっていますね。ですから、実際はあるべき姿が逆転しているんじゃないかという感じはするんですが、そのあたりについて、どのように御認識、私はこのまま本来国がきっちりした法定率でもって地方に交付すれば、地方自治体はそれだけ苦しい思いしなくて、例えば先ほどの話があったけども、使用料も全額じゃないにしても半額ぐらいで対応することもできるんじゃないかというふうな思いがあるものですから、そのあたりについて、結果的には国の機関になるかもしれませんが、本来ならば地方自治体としてどうお金であってほしいという希望はお話ができるんだろうと思いますので、このあたりについては町長の答弁を少しいただきたいと思います。

それから、強制執行のことでちょっと気になるのは、預金ですね。預金で児童手当とかいうの、これは押さえちゃならないことになっていると思いますが、そうした押さえはならないような預金に手を出したということはないでしょうね。確認をさせてください。

それから、マイナンバーについて、私は先ほど質問の中にちょっと触れましたけども、個人の当初は税金と社会保障と災害のときだけということだけだったんで、今では何もかもマイナンバーカードの中に個人情報放り込むというような状況が法律じゃなくて政令とか閣議決定で簡単にできるという状況になってきている。究極が内閣総理大臣だけが1億3,800万人の個人情報をも一人で把握するというような大変な事態がくるかもしれない。そういったことで、これがやっぱり積極的に進めるということについては、法律だからいいんだということではないと思いますが、憲法に違反する疑いのあるものについてまで、やっぱり法律だからしなければならぬんじゃないでしょうか。3問目ですので、再度お尋ねをしておきます。

それから、定数の問題についても、役場はやっぱり佐々町において、今一部上場の民間の企業は抜きまして、佐々町は最大の雇用を生む場であるわけですから、そこでやはり本来あるべき姿の雇用方法で正規職員をきっちり雇って、町民の願いに寄り添った行政をするというためには、やはり正規職員をきっちりと配置するということは必要ではないかと思いますが、いま一度最大の職場を持つておる、ここに優秀な人を集めるということは、町民の安心・安全のためには必要じゃないかと思うんですが、そのあたりについていま一度お聞きしたいと思います。

それから、人口減を心配しておられますけれども、幸いにして佐々町は隣の佐世保市に住んでおられる方の健康診断の受診料についてはただだし、その結果受診率は極めて高いというように、福祉のまちとしてそれなりの評価を得ているわけです。

そうすると、やはり子育てのため、あるいは教育が十分に町の財政でもって保障されているようなまちであるということがはっきりしていれば、やはり人口減よりも人口増はあり得るんじゃないかと。確信を持って福祉と教育に財源を投入するという方法は考えていいんじゃないかと思いますが。

最後になりますので、目指すべき教育行政について私見を述べながらお考えをお聞きしたいと思います。教育環境の充実ということで、小中学校の全ての教室にエアコンをするべきだと、給食費の無料化の取り組み、医療費の償還払いではなく現物給付による、完全な無料化とこういったことを目指すべき、一番喫緊の課題だというふうに私は考えておりますけれども、御答弁をいただきたい。

以上で質問を終わります。

議 長（西 日出海 君）

順次、答弁を願います。町長。

町 長（古庄 剛 君）

一番最後のほうから、地方交付税の件でございますけど、これは先ほどどういう財源といたしますか、うちとしてはどういうことに使ったら一番いいのかというお話でございます。全体的にうちも予算額にすれば26%ぐらいは交付税が入ってきているんですね、うちに一般財源といたしますか。そういうことで、それを有効に利用しながら、今、町としては財政運営しているわけです。

先ほど、臨時財政特例債といたしますか、これは2億といたしますか、そういうことをやりましたけど、これはやはり国がなかなか借金で、大切ということで、交付税はくれないからその分は国が借金して、これは返済をしなくてもいいですよという財源でございますけど、町としましては、交付税については、やはりくれば町としましては税を除いた分ですね、税を除いた分の財源措置として交付税をいただければ、町として一番財政運営上はしやすいということを考えていますけど、なかなか国も厳しいというので、町としましては税収を上げていくということで、今後やっていかなきゃならないと申しますし、やはり地方交付税というのが我々にとって一番頼りでありますので、何も言わずに条件をつけずにやっていただければ一番私もは助かると思っております。

それから正規職員の件でございます。条例が121人で今100人ということでございます。確かに我々も正規職員を手当するのが一番だと思いますけど、やはりこれも将来的な財政という負担を考えれば、なかなか難しいところはあるわけでございます。

職員の皆さん方には、大変申しわけないんですけど、ある程度の負担といたしますか、そういうことは我慢していただいて、町としましては、先ほど申しましたように、町長以下職員の中でよく話し合っ、増やすべきところは増やすようにしなきゃならないと思っていますし、財政状況も勘案しながらやっていかなきゃならないと思っていますのでよろしくお願ひ申し上げ

ます。

それから、小学校のエアコンとか医療費の無料化、確かに我々もやっていければなどは思っています。ただやはりこれいろんなまだ福祉の面もあれば、そういう中で全体的に考えてやっていかなければならないんじゃないかと思っております。今から季節的に暑くなってくるし、寒くなってくるし勉強も集中できない時間というのがあると思います。そういう中で、そういうことは我々も考えていますし。

それから給食と言われたんですかね、給食の無料ですかね。給食費今、割引をやっていると思います。なかなか財政的にどういうことで全体的にやるのかというのは、全体的な福祉の面とか、それから高齢者の方もいらっしゃいますし、子供の子育て支援もやっていかなきゃならないということが我々も責務でございますので、全体的に考えて予算の配分というのは、今後考えていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

先ほどの、滞納の差し押さえで預金の差し押さえですけれども、この2件の分につきましては、時効到来がくるということで差し押さえをしております、児童手当とかそういったものには差し押さえはしておりません。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、医療費の償還払いのお話があったと思います。これについては、なかなか手続上、直接支払うというのはなかなか厳しい手続もあるものですから、それについても先ほど申しましたように、全体的な福祉の見直しといいますか、そういうことで検討しなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

これより10分間休憩いたします。45分に再開いたします。

（14時35分 休憩）

（14時44分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。7番。

7 番（須藤 敏規 君）

ずっと論議を聞いておりますけれども、町長として、自治体の財政を預かった運営を考えて、先ほど来から、いろいろ財務規則に違反した問題とか、和解金を支払った問題とか、さほど気にしておられないような気がするんですが、公務員というのは、法律とか、条例、規則等を一つのルールとして守って仕事していく立場だろうと思っておりますけれども、私たち議会もそれにのっとった中での枠内の運用を議決するように考えております。そういうことで、財務規則とか、

法律にのっとったあれをどういう認識でおられるのか。ひとつ、守らんばと思えば、厳正な処分をすべきだろうと思いますけども、そこら辺はどのようにお考えか、ひとつ、聞いておきたいと思います。町長をお願いします。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
須藤議員が言うまでもなく、我々は公務員でございますので、公務員は財務規則、法律に従ってやらなきゃならないとは思っております。

議 長（西 日出海 君）
いいですか。ほか、ありませんか。5 番。

5 番（橋本 義雄 君）

5 番。先日来、河津桜祭りがあったわけですが、今、この、河津桜、それからショウブ、その前にしだれがあるわけですね、しだれ桜が。その予算をですね、祭りの予算は組んでありますが、いつかも言ったと思いますけれども、管理的な予算が全然組まれてないので、そこを何とかならないかと質問をしたことがあります。それで、私、この前、静岡の伊豆の本場の河津町に行ってきました。そして、河津町の状況ちゅうのをちょっと見てきたわけですが、まず桜ちゅうのは大きくするのが基本だと思いますし、大きくするための管理ということは今やとかなないと、なかなか太っていかないとは感じました。あと10年すると、これがすごい桜のなる木になります。そのための管理をやっていくことによって、皆さんですね、静岡は何百万人の客が来ると。しかし、我々のところはせいぜい何万人かと。今のところは。ところが、それを10万人、100万人にするための努力をして、そして交流人口を増やしていくというような形の中から、今、公園管理で全てをやっておられます。桜が今、何本あるか、私も把握してませんが、やはり、それなりの管理をすると、とてもじゃないけど、種子肥料費なんて、100万じゃ足らんわけですよ。ですから、そういったことをもう少し将来のまちづくりに向かって、河津桜を大きくする。そういう努力をしてもらえばなと思っておりますけども、どうでしょうか。

それと、また、この前、一般質問でも言いましたけども、佐々川フォーラムがこの前、きのうありましたけども、ちょっと都合で参加できませんでしたが、やはり、内水面の水産動物の育成ちゅうのも、ものすごい大事になってくると思うんですよ。ですから、今、佐世保市と佐々町で、佐々町は今20万、それだけで、佐々川の内水面の佐々町独自の努力ちゅうのはしないでもいいんでしょうか。そういったことも考えてみると、それなりに独自でもいいから、考える必要があるんじゃないかなと思います。そこんところを回答願います。

議 長（西 日出海 君）
管理費の関係はどなたがいきますか。どっち、建設課。どっち、町長。はい、町長。

町 長（古庄 剛 君）
桜ですね、佐々川の桜堤もちろん、これは今、お客さん来て、三大花まつりというのをちょうどやってるわけでございます。そういう中で、桜の手入れとか、今、お話がありました。これもなかなか難しいわけでございます。本数もものすごく多いし、これをどうするのかというのは、民間とか、いろいろなことを巻き込んで、一緒に考えて、民間の方とか、それから我々

も一緒ですけど、一緒になって考えて、どういう方向性を持っていくのかというのは、よく考えてやらなきゃならないんじゃないかと思ってます。

それから、もう一つありました佐々川の再生です。今、佐々川再生の会というのも、中にはあるわけがございますけど、佐々川の内水面協議会の中で、今、佐世保市と佐々町で入って今、協議会をつくって、鮎の放流とか、いろんな、カニの放流とか、今やってるわけがございますけど、なかなかそれが実を結んでいないという今、お話がありました。しかしながら、やはり、これは佐世保市さんともお話をしながら、一緒になって、水産動植物を守るという、それから環境を守るということを町としてもやっていかなきゃならないと思っています。これはたしかに、いろいろな、橋本議員の御質問というのは大変難しい問題でございますけど、町としては前向きに考えて、こういう方面で交流人口の拡大というのを図っていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

産業経済課長。内水面の今、町長のほうからも話がありましたけども、先日の佐々川フォーラムがあったときにおいでいただいた慶應大学の岸先生からアドバイスとして、ちょっと1本あったことだけ御報告をさせていただきたいと思っておりますけども、例えば、鮎の産卵場のところで、お金をかけずに、ざるみたいな、てぼみみたいな物で石を入れて、ざらざらと洗うだけで汚れが落ちていくんであって、それが2週間後に仮に産卵の時期になるとすれば、そういった今沈み石になっている部分を浮き石に変えることで、産卵がしっかりとできていく。それが今度の春の、翌年の春の遡上につながっていくっていう話をいただきましたので、29年度から、内水面の事務局が佐々町のほうに来ますので、そういった取り組みも含めて検討していきたいなというふうには考えております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

5 番。

5 番（橋本 義雄 君）

桜について、今、管理をなかなか難しいということでございますけども、やはり、桜は大きくなって何ぼだというふうに考えていただければと思います。ということで、管理的なものはいろんな手段があると思っておりますけども、やはり、それだけの努力をして、初めて桜が大きくなる。ほったらかしとつてもなるかもしれませんが、やはり、大きくする努力をすることがお客及びそして地域交流がなされるということでございますので、ぜひ考えて、前向きに考えてやってもらいたい。

それから内水面ですけども、そういった鮎の稚魚。今、どれだけ放流されてるかっていったら、去年はしてないということですけども、やっぱり、稚魚でも何でも多く放流をして、そして、結果を調査しながら増やしていく。そういう努力が、今度佐々が内水面の事務局ということでございますので、自分たちが、佐世保市さんがこうだからというよりも、積極的に佐々町の佐々川の水産動物はこういうふうにやりたいから、どうなんだと。協力をお願いしたいと。そういうふうな前向きな姿勢で取り組んでもらえればと思います。答弁的なものはもう要りません。そういうことで、お願いします。

議 長（西 日出海 君）

ほか。3 番。

3 番（寺崎 俊男 君）

3 番。まず、かがみの第 4 条。一時借入金の件です。最高額は 5 億円とするというのがここ数年続いておるんですが、この積算根拠があれば、お示しいただきたいと思います。

それから 2 点目、これは 138 ページ、交流センターの件です。一番下の修繕費に 20 万。できたばかりで修繕費が計上されておるのがちょっと違和感を覚えたので、この説明をお願いします。

3 点目、96 ページ、県の林業公社貸付金の件です。これは毎年決算の折に指摘をされておるんですが、29 年度も貸し付けをするということでもありますので、それであるならば、県に対しては経営改善を強く申し入れる必要があるんじゃないかと思いますので、答弁をお願いします。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

一時借入金についての御質問でございました。一時借入金の最高額はということで、例年 5 億円という形で設定をさせていただいています。その具体的な積算根拠というのは、それはないんですけども、我々が考えておりますのは、年度末に一時財源不足に陥ることがあるやもしれないということで、検討をちょっとさせていただいております。

例えば、平成 30 年 3 月の収支見込みをちょっと想定したときに、歳入で、町税、地方譲与税とか、特別交付税とかっていうのがございますけども、これで大体約 3 月、平成 30 年 3 月の歳入のときは 1 億 7,800 万円ぐらい入ってくるんじゃないかと。それから歳出につきましては、公債費で 2 億 6,000 万とか、今後、工事請負費が、今回ちょっと骨格予算ということであまり大きな部分はございませんけれども、工事請負費等々で例年 3 億円ほど出てきておりますので、その差し引きということで、約 4 億円近くの歳入差し引きが出てくる可能性はあるというふうなことで、財源不足の穴埋めということで、一時借入金を 5 億という形で設定をさせていただいております。ただ、これは、あくまでも最悪のときのストーリーでございまして、当然、予算管理をしっかり立てまして、そういう支払い不足に陥らないような形の財政運営をさせていただいておりますので、最悪の場合のことを想定してということで、5 億円という形で設定をさせていただいております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

建築工事関係の瑕疵関係によるものでの修繕ではなくて、こちらのほうの過失による修繕とかいうものが発生した場合の万一の緊急的なものとして計上をさせていただいております。暫定的に 20 万ということで上げさせていただいております。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

産業経済課長。林業公社の件ですけれども、先日の決算のとき、27年度決算のときにもお話をいただいておりますので、先だって理事会があった際には、今、お話のように経営改善のお話をさせていただきました。その際に県のほうから、林業公社のほうからお話がありましたのは、他県で民事再生の手続なりはとってるけども、長崎県としては経営改善を進めていきながら、こういった対応をしていくんだと。しかも、公社のほうがおっしゃられるには、民事再生を手続をとるにしても、結果としては今、長崎県がやろうとする方式になるだろうからと。全国的にもそういった方向で進めようという方向で動いているので、そこを御理解をいただきたいと。経営改善についてはしっかり努めていきたいという話の説明がありましたので、申し添えたいというふうに思います。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

3 番。

3 番（寺崎 俊男 君）

一時借入金の件は理解いたしました。最高で5億円ということですね。

それから、交流センターの件、この件は自分たちの側の過失があったときのためのという、予備的なことというぐあいに理解いたしました。

県の林業公社の件ですが、林業公社の見解は確かにそうなのかもしれません。しかしながら、一般の民間企業でこういった状態では存続できません。私はちょっと民間のおった関係からすれば、こういった形で存続をさせるっていうのは、やはり、オープンにした上ですべきではないかなという思いがあったもんですから、今回もちょっと質問させていただきました。できれば、町長のお考えをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この林業公社の経営の件といいますか、これは各県下市町村で出資して、それから県もちろんそうですけど、出資して、公社をつくって経営して、いろいろな管理をやっているわけですが、やはり今、木材価格が低迷しているということで、少しはちょっと上向きになったというお話を聞いていますけど、なかなか厳しいということで、累積債務がかなりあるもんですから、これがなかなか返済が滞るということで、町としても利子補給やっているわけですが、なかなか厳しいということで。今、そういう改革っていいですか、林業公社は、何カ年計画、何カ年計画ってということで、ずっと経営改革もやってるんですけど、なかなかいかないということで、我々も先ほど課長が申しましたように、そういう経営改革について、会議のあるときにはお話をしているんですけど、なかなかうまくいかないという実情でありますので、今後も引き続きそういう経営改革についてはお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。いいですね。4 番。

4 番（永安 文男 君）

すいません。二問目はいたしませんので。

先ほどの橋本議員さんの質問と関連すると思うんですけども、佐々町生涯活躍のまちシンポジウムが18、19日であったわけですけども、ここの中で、佐々町の方々が佐々町を認識する場合は、アイデンティティといいますか、それは佐々川だというようなことを講演でおっしゃられたんですね。そうしたときに、佐々川をキーワードとしたときに、政策基盤をつくっていくのは、町長あたり、生涯活躍の推進本部の産業経済課長あたり、どのように考え方として、この講演の内容からして、佐々町の佐々川を捉えたときの政策を持っていかかということを考えられたのか、少し一端を述べられればと思いますけれども、よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）

政策なことをございますので町長のほうから答弁をさせます。

町 長（古庄 剛 君）

これ、話といいますか、そういう講演ということで、佐々川をキーにということ、佐々川を、やはり、佐々町というのは佐々川をもとにずっと発達したと思います。これはもう大昔から、佐々川川沿いに多分集落があったのではないかとということで、皿山にしても、粘土、陶土を運ぶのは船で運んだっていうお話も聞いております。市瀬へ上って、佐々川上って、いわゆる船で運んだということもある。それで、佐々町を活性化するっていいですか、そういう交流の場とするということはやはり佐々川を中心にやっていかなければならないのではないかとということで、佐々川を中心に住民の方、それから佐々川沿線といいますか、沿岸といいますか、（私語あり）流域、佐々川流域、すみません。佐々川流域ということでございますので、これは吉井町さんから、佐世保市さんですね、佐世保市さんとも交流、連携をとりながらやっていかなければならないのではないかと。これをどうする、こうすると今から町として話し合いながら、今後進めていかなきゃならないのではないかと。ただ、佐々川がキーになるということでお話があったと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います、今回は修正案が出ておりますので、手順をお知らせします。

まず初めに、原案賛成者の発言を許可します。次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。次に、原案賛成者の発言を許可します。次に、修正案賛成者の発言を許可します。

以上のような手順で進めてまいります。討論終了後、採決を行います、採決は起立採決を行います。

確認のため、もう一度手順をお知らせします。まず初めに、原案賛成者の発言を許可します。次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。次に、原案賛成者の発言を許可します。

（私語あり）よかとよ。賛成派続けて別に問題なかと。次に、原案賛成者の発言を許可します。最後に修正案賛成者の発言を許可します。以上のような手順で進めてまいります。いいですね。

討論の発言については、ただいまの説明手順で進めます。討論終了後、採決を行います、採決は起立採決を行います。

ここで暫時、そのまま休憩します。

（15時06分 休憩）

（15時11分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

まず、原案賛成者の発言を許可します。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

8 番。原案賛成の討論を行います。今後の口石小学校の運営に関しまして、絶対的な、絶対的に必要な土地であるということによって思っております。

まず初めに、口石小学校周辺におきましては、住宅地になっており、何かの問題があり、拡張となった場合には拡張ができませんので、今、購入できるときに購入したほうがいい。それと、今の状況、口石小学校の状況を見ておられますと、運動場近くまで車がいっぱいになっております。そういうことで、子供の安全上、また教育上には非常に問題があるのじゃなかろうかということによって思っております。執行のほうで、駐車場ということで計画をしておられますけれども、駐車場に計画し、また、どういうふうにご利用されるかわかりませんが、今後の口石小学校の利用状況、住民サービスにおいては、十分に必要な土地ということで賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

反対討論いたします。1 つは、マイナンバーについてであります。町の職員に財務規則違反の問題を指摘して立場の者として、今、国がやってきてる法、憲法違反の疑いのある法律について、これは憲法99条の公務員の憲法尊重擁護義務からいけば、このマイナンバーについて、積極的に進めてはならないということを私は求めたいと思います。確かに上位法ではありますけれども、やはり、一人一人が憲法99条を尊重擁護義務がある公務員の一人として、その立場は堅持しなければならないということで、マイナンバーの推進については反対をすべきであると思います。

それから、財産管理については繰り返し述べました。財務規則違反のものについて、これは立証なかったことにしてしまうということにあってはならないというふうに思います。

それから、災害対策について大変驚いた答弁がありました。大規模災害等についても対策を考えておられない。原発事故についてはもちろんのこと、そして、自主防災組織の役割は災害が済んだ後の役割ということで、過小に評価されておられます。これでは本当に自分の郷土を守るという意識が育つのでしょうか。このことについて、佐々町の考えについては納得できません。さらに、憲法違反の疑いのあるということによって言わせていただければ、地域交流センターの使用の条例にかかわる条文は憲法違反するおそれのある条文があります。これは削除・改定すべきであると思います。そのまま執行するのは間違いであると考えます。

以上、4 点反対討論いたします。

議 長（西 日出海君）

次に、原案賛成者の発言を許可します。6 番。

6 番（平田 康範 君）

原案の賛成討論をいたします。今後、学校が進めようとしておりますコミュニティスクールにつきましても、学校とそれから保護者、それから地域の皆さんがともに知恵を出し合って、学校運営に意見を述べるなど、そういった事業があるわけですが、これに伴って、やはり、今

後駐車スペースが必要になってくるというようなどころから思っております。また、現在の駐車場のスペースを見てみますと、なかなかいろいろな事業の中で、駐車関係について苦慮されているということもございますし、また、地権者の考え、こういったことも鑑みますと、骨格予算とはいえ、今回の予算で計上すべきだろうということで、賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

次に、修正案賛成者の発言を許可します。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

修正案の提案理由については、先ほど来から説明があったとおりでございます。平成29年度予算編成については、予算説明書の中にも書いてありますとおり、骨格予算であります。その中で、執行部側がこれまで申されてきましたPDCAサイクルに乗った今回の執行の提案ではございません。内容につきましては、その必要性、目的について否定するものではありません。必要であろうというふうに理解はするものでございますけれども、やはり、計画性を持って実行する。プランがあって、Doがあるというふうに理解をしておりますけれども、プランなしの実行ということでの提案でございます。平成29年度は選挙戦も控えておまして、その間の期間的な猶予はまだあるのではないかとこのように理解しますし、その後の提案でもよろしいと思えますし、また、中身につきまして、委員会でも調査をされておりますけれども、金額等の提示とか、その他の事務云々につきまして、いま一度、精査すべきでないかというふうに理解をしております。そういった観点から修正案に賛成するというので、答弁を終わりたいと思えます。

議 長（西 日出海 君）

発言ね。いいですか、7 番。はい。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成29年度佐々町一般会計予算の採決を行います。

まず、本案に対する須藤敏規君、ほか1人から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決を行います。原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

これより休憩を行います。3時25分まで休憩いたします。

（15時16分 休憩）

（15時28分 再開）

— 日程第 3 議案第26号 平成29年度佐々町国民健康保険特別会計予算 —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 26 号 平成 29 年度佐々町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、議案第 26 号の説明をいたします。

めくっていただきまして、1、2 ページをごらんください。

第 1 表歳入歳出予算、歳入。

1 款国民健康保険税 2 億 7,557 万 4,000 円、1 項国民健康保険税、同額です。

2 款使用料及び手数料 27 万円、1 項手数料、同額です。

3 款国庫支出金 3 億 8,314 万 6,000 円、1 項国庫負担金 2 億 5,814 万 6,000 円、2 項国庫補助金 1 億 2,500 万円。

4 款療養給付費交付金 2,200 万 1,000 円、1 項療養給付費交付金、同額でございます。

5 款前期高齢者交付金 4 億 2,170 万 2,000 円、1 項前期高齢者交付金 4 億 2,170 万 2,000 円。

6 款県支出金 1 億 5,782 万 7,000 円、1 項県負担金 1,282 万 7,000 円、2 項県補助金 1 億 4,500 万円。

7 款共同事業交付金 3 億 2,500 万円、1 項共同事業交付金、同額でございます。

8 款財産収入 5 万円、1 項財産運用収入、同額でございます。

9 款繰入金 1 億 2,760 万 6,000 円、1 項繰入金、同額でございます。

10 款繰越金 3,000 円、1 項繰越金 3,000 円。

11 款諸収入 26 万 1,000 円、1 項延滞金 1,000 円、2 項特定健康診査等受託金 1,000 円、3 項雑入 25 万 8,000 円、4 項預金利子 1,000 円。

歳入合計 17 億 1,344 万円。

続きまして、めくっていただきまして、3、4 ページ、歳出でございます。

歳出。

1 款総務費 1,304 万 6,000 円、1 項総務管理費 1,048 万 8,000 円、2 項徴税费 241 万 6,000 円、3 項運営協議会費 14 万 2,000 円。

2 款保険給付費 10 億 1,240 万 8,000 円、1 項療養諸費 8 億 7,474 万 1,000 円、2 項高額療養費 1 億 2,876 万円、3 項移送費 2,000 円、4 項出産育児費 840 万 5,000 円、5 項葬祭諸費 50 万円。

3 款老人保健拠出金 6,000 円、1 項老人保健拠出金、同額でございます。

4 款前期高齢者納付金 63 万 3,000 円、1 項前期高齢者納付金、同額でございます。

5 款後期高齢者支援金 1 億 7,784 万 8,000 円、1 項後期高齢者支援金、同額でございます。

6 款介護納付金 6,441 万 5,000 円、1 項介護納付金、同額でございます。

7 款共同事業拠出金 4 億 2,017 万 6,000 円、1 項共同事業拠出金、同額でございます。

8 款保健事業費 1,911 万 9,000 円、1 項保健事業費、同額でございます。

9 款積立金 5 万 1,000 円、1 項積立金 5 万 1,000 円。

10 款諸支出金 87 万 3,000 円、1 項償還金及び還付加算金 87 万 1,000 円、2 項返還金 2,000 円。

11 款公債費 13 万 6,000 円、1 項公債費 13 万 6,000 円。

12 款予備費 472 万 9,000 円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計 17 億 1,344 万円です。

よろしく申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

質問をいたします。

予算の説明の資料を見ておりますと、特定健診の受診率は年々下がっているということはお話になったんですが、29年度の目標は66%、今、現在57%ということになるとかなり10ポイントほど差があるんですが、乖離が大きい、どのようにしてこれを到達をするのかという方策をひとつお聞きしておきたいと思えます。

それから国保について、今、佐々町は医療報酬を取っておりますけれども、国保の都道府県化ということで県の場合はもう既に3方式にしているということでは確か30年の4月からは都道府県化になるということでありますので、佐々町の4方式を3方式にしていけないといけないと思うんですが、このことについて国保の運営協議会等で検討を今なされておられるのか、来年の国保運営協議会では間に合わないんじゃないか、対応が。そういった点では、このことについて都道府県化に対する対応、私は都道府県化について推進することには反対なんですけど、県がそういうふうな都道府県化っていうことで準備を進めていると。そういうことからいけば、佐々町はやはり意識としては準備に遅れてはならないという意識はおありだろうと思えますので、これをどのように進められるのかお聞きしたいと思えます。

さらにこの延滞繰越のことなんですが、延滞とかそういうふうにすると保険証が短期の保険証と、あるいは資格証明書ということで、医療がなかなかスムーズに受けられないというような状況が出てくるわけですが、このことについて短期保険証と資格証明書、これは現在の数字も持っておられると思えますので、そのことをお示ししていただきながらこの方たちにどのように医療を保障していくのかということについてお尋ねをいたします。

それと、1つは基金が1億111万5,000円、28年度見込みということで、既にほぼ固まった数字だと思えますが、これは確か国が指導している数字よりもはるかに大きい数字だろうと思えます。これだけ積んでおかないといけない理由をお示してください。

以上です。

議長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

保険環境課長。

まず、1点目の特定健診資料に基づくものでございますが、特定健診の目標についてですけども、確かに議員おっしゃるとおり平成28年度の現時点での特定健診の受診率が57%となっております。29年度の目標は66%掲げているところでございます。これにつきましては、28年度たまたま結果的に57%ということになっておりますけども、健診につきましては夏場の健診、秋口の健診、それからここで受診できなかった方については受診勧奨等を行いまして冬の健診を受診していただくようなことで行っております。

この受診率が落ちていることにつきましては大変申しわけなく思っておりますが、この28年度の取り組みとして夏、秋の健診を受けられなかった方について電話での受診の勧奨や、場合によっては訪問して受診の必要性を訴えて受診をしていただくようなこととお話をさせていただいております。やはりいろんな事情があらわれて受けられないという方もおられますので、そこを受診をすることで健康になっていただくという趣旨でございますので、そういった取り組みを行っているところでございます。たまたま28年度その結果が出てはいたませんが、これはもう長い目で見て受診をしていただくということになるろうかと思えますので、この28年度に行いました個別の勧奨等がうまくいって29年度受診率等がアップできればというふうに思っております。

それからまた、この分につきましては、こういった形でアプローチしていけば受診を受けやすくなるのかなということを検討したりしておりますので、そういったことを踏まえながら推進をしていきたいというふうに思っております。

それから 2 点目の 4 方式から 3 方式への分でございますが、まず国保の都道府県化が平成 30 年 4 月から開始されるようになっております。この分につきましては、県の最終的な目標としては県内全体を統一保険料率とするということと、3 方式にするというのは現在示されているところでございます。ただ、この 3 方式にするという時期が決定はしておりません。平成 30 年 4 月から間に合わせなければならないということでもございません。これにつきましては、おっしゃるように国保運営協議会のほうでこういった形で今後進めていけばいいのかということをお協議をいただいているところでございます。県のほうで標準保険料率を示すということになっておりまして、この保険料率がなかなか固まらないということもございまして、運営委員さんのほうにきちんとした数字をお示しすることができずになかなか検討が進んでいないという状況ではございますが、運営委員さんの中の協議では県が示す将来的な 3 方式への移行について、こういった方向で進めていくのかということのをやはり今後検討していかなければならないということで協議をいただいているところでございます。

次の短期証、資格証の部分でございます。ちょっとお待ちください。申しわけございません。29 年 2 月現在で短期証を交付しているのが 37 世帯の 58 人、それから資格証明書を交付しているのが同じく 37 世帯の 46 人に現在交付をしているところでございます。この方々につきましては、特に短期証につきましては保険証として持っておられますので、あくまでもこの短期証にしまして徴収のこの折衝の機会を設けるために短期証として発行しまして、期限を更新するときに折衝の機会を持ちたいということで短期証ということになっているところであります。ただ、資格証につきましてはどうしても納付がもう難しいという部分でされてない、長期にまたがる方でございますけれども、この方につきましては保険としては使えると。ただ負担が医療費分も含めての 10 割負担となっておられるということでございますので、これについて一旦領収書等で治療を受けられて、その後完了されましたら領収書を持って町のほうからの支払いを受けるという形になってきますので、保険としては生きてるということで思っております。

基金につきましては、確かに 28 年度約 1 億円ほどの残高というふうになってきますが、国が示しておりますところの金額で見ますと佐々町としては 5,000 万ぐらいということでご記憶されてるかと思いますが、これは前も言いましたように平成 26 年度に示されたものでございます。それからすると現在医療費の高騰とか、治療も先進的な治療がありまして治療費も高くなっているというこういう状況もございまして、やはりこういった医療費の伸び、そういった先進治療を受けられたときの医療費の伸び等を考えますと、ある程度の基金は保有しておくべきかというふうに思っております。

それから、平成 30 年 4 月の都道府県化がございまして、その際、県からの納付金額を示されませんが、その際に現在の税率等で賄いきれない部分というのがありましたら、この基金のほうから補填をせざるを得ないという場合も出てくるかと思っておりますので、そこを考えますと基金もある程度保有をしておくべきかということで思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

資格証明書による対応ということなんですが、実際にこの被保険者の方にどのように接触なさって寄り添う形で対応しておられるのかということをも具体的な実態についてお尋ねしたいん

ですが、10割全額負担して医療を受けるっていうのはなかなか普通の一般の人でも難しいことだろうと思うんです。そういった方では、実際にこの方たちは保険税の国保の税額っていうのは免除とかされてる方なんですか。それも払えないというようなことなんでしょうか。基本的には国保ってやっぱり国民に医療を保障するという制度ですから、可能な限り資格証明書は発行しなくて済むような状態をつくるということが保険者としての役割だろうと思うんですが、そのことについていま一度対応というか、その方たちの実態と町の対応をお尋ねしたいと思います。

それから、この5,000万、国の指導では5,000万でいいと。その倍のものを積み上げておられるわけなんです、これはよく皆さんはインフルエンザを初めとして急速な病気が出た場合に対応しないといけないというような話もあるし、あるいはきょうみたいな答弁もあるわけなんです、高額医療っていうのは実際にこれだけのもの、1億のものを考えておかないと対応できないのか、この今回の数字からいってもそんなに大きい金額上がってるようには見られませんし、それからインフルエンザも大体患者1人当たり幾らぐらい医療費かかるんですか。そのあたりでちょっと私の思ってるもとの計算してみたいと思います、ちょっと答弁では納得できかねますのでいま一度質問いたします。

それから国保の運営協議会の開催のあれは大体2月ごろだったんですか。検討していきたいということですが、いつまでもというわけじゃないんでしょ、県のほうは。それなりの時期を見ておられるかと思いますが、いつまでも今のままというわけにはいかないんじゃないかなというふうに思います。それで一番最初に手をされるのは介護とか、同じように資産割をゼロにして所得割と均等割と平等割という3方式になるだろうと思うんですが、そのあたりについての対応、準備の状況をいま一度、県が急いでないのでもいいよという話ではならないんじゃないかと思いますが再質問いたします。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

保険環境課長。

まず、資格証の問題ですけれども、一般的に保険料を支払うべき人が滞納が続きまして資格証となっているというところであります。ただ、資格証を発行するに当たりましては当然事情等をお伺いするようになっておりますので、そういった事情をお伺いしましてそういったものの対応が改善ができないという方につきましてははやむなく資格証を発行させていただいてるところでございます。その分で一旦資格証を発行しますけれども、納税のほうスムーズに分納としまして進んでいきますと資格証から短期証に切りかえるという形になっていっております。

次に、インフルエンザの費用でございますけれども、治療とその後、薬を処方されますので、それを足して医療費と全体として9,000円、1人当たりかかるということを情報として掴んでおります。

5,000万円のその金額の規模ですけれども、28年度の医療費を見ますと思ったほど伸びがなかったということと、あと高額も多くなかったということで現計予算のほうで28年度予算としては減額補正をするということで対応するようなことが可能という状況でございましたが、過去の例を見ますと単年度で前年より5,000万とか8,000万とかの伸びがあったときもございまして、やはりそういったことへの対応を考えますと基金としては保有しておくべきかというふうに思っております。

それから運営協議会でございますが、ちょっと2月に開催が難しく3月に開催をしております。それからその分ですけれども、確かに都道府県化後の3方式の統一が現状としては未定と

いう状況でございますが、今、おっしゃるようにいつというのが決まってから動くのでは当然遅いというのがございます。運営協議会のほうにお願いしました分につきましては、やはり県が示す統一保険料率の額がある程度わかって、それからこういった方向で資産割を減じていくのかというのを考えていったかということで運営委員さんのほうにはまだお示しができてないという状況でございます。これにつきましては、県のほうで8月ぐらいにはそういった試算がされるということでございますので、それを受けて最終的に協議をしなければならないのかなというふうに思っております。それを待つてでは若干遅いようなところもございまして、できる部分につきましてはそれより前にでも協議会できればというふうに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

国保の都道府県化ということで4方式から3方式にいずれなるというようなお話でありますけれども、方式が変わることによって保険税が上がってはならないというふうに私は思うんですが、そのあたりで見てみて先進の県内ということよりも他県のところで先進事例はないかどうかちょっとお尋ねしておきたいと思っております。やはりこれだけの方が46人、50人というふうに短期保険証、あるいは資格証明書とおられるわけですから、基本的には私としては1人もそういった正規の保険証を持って医療機関に安心してかかるような状況をつくるというのが国保のあり方だというふうに思っておりますので、そのあたりについては保険税が上がってはならないというふうなことでこれは対応していけるのでしょうか。お尋ねをいたします。

それから先ほど資格証明書で分納とかそういった形ですれば短期の保険証が発行できるということでは申しましたが、それではどのくらいで解消しているのかということと、役場の立場としてやむを得ないという言い方かもしれませんが、一人一人にとってはやはり保険証というのとは大事な大事なものであります。できるだけ正規の保険証を発行するという立場での工夫ができないのかどうかお尋ねをいま一度しておきます。

それから被保険者がこれの勉強会での資料では3,222人、1月時点ですか、あります。インフルエンザ9,000円ということですが、計算すると3,000万ほどで、国の対応で十分対応できるんじゃないか、高額医療とあわせると、高額医療とそれからインフルエンザ一挙に出れば1億それはいるかもしれませんが、その点は緊急避難で一般会計からでも出さざるを得ないということだろうと思うんです。そういった意味ではこれはこういった、私から見れば余剰のお金ということについてはやはり被保険者に返していかなければならないというふうに思っておりますので、国保税の引き下げはどうしてもやらないといけない問題ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

保険環境課長。

まず、資格証からですけども、その後一般短期証等への変更ですが、過去1年以上の滞納が解消されれば随時短期証ということにしております。それから、分納であれば2年間で完納が見込めるところの制約が行われまして、ある程度の履行状況を見まして可能であれば短期証ということで切りかえをしているところでございます。

それから基金の分でございますけども、やはり現時点で言えるのは国保の都道府県化の関係ということかなというふうに思っております。といいますのが、先ほど言いましたように29年度の12月ぐらいには実際の納付金額というのが算定されてこようかと思えます。それを見たときにやはり県で統一でございますので、保険税がどうなるかというのは現時点ではわからないところでございますけども、仮に保険税が上がった場合急な税率等の改正は難しいということもございますので、場合によってはその基金のほうから補填ということも考えられるかというふうに思えます。ですから医療費の高騰ばかりではなくそういったところも見て、現時点では基金の額は現状では維持するべきかというふうに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど申し上げましたように基金の1億円といいますか、5,000万円が妥当な線だということで、それについては国保税が安くできるのではないかというお考えだと思っております。なかなかこれがやはり難しいわけございまして、平成30年には国保の都道府県化ということも迫っております。先ほど課長が言いましたように、なかなかこれが国保の問題の、国保の料金というのが県の統一化を図るということで県のほうも今やっているわけでございますけど、やはり病院がないところ、離島とか島はなかなか医療費はもうあまり使わないわけです。病院に行くのを我慢するといいますか、そういう病院がないところもあります。それでやはりそこで差別化をしてくれというお話もあって、なかなか県としての統一が難しいという、今、盛んに悩んでおられるということです。本町は確かに診療所もたくさん、病院もありますし、そういう利用者が多いということで、やはり国保についても先ほど基金を全体的に使えば安くしていけばいいんですけど、先ほどのやはり国保の都道府県化を見ながらやっていると。それがもう平成30年にはやってくるわけでございます。本町がこの県の平均より高くなるのか安くなるのかというのは予想としては高くなるのではないかということも考えられるわけでございます。そういう中でやはり基金というのはこれを考えた中でやはり充たしなきゃならないと思っておりますので、今回議員さんがおっしゃるようなこれをここに充てて安くというのはなかなか厳しいのではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほか。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

反対討論をいたします。

この4方式から3方式について繰り返し今までも述べてきておったんですが、つい最近まで3方式に全体の県内の自治体がこういうふうな方式になってるということについて最近になって知らされたっていうような状況があって、実際にはできないできないっていう答弁ばかりい

ただいてたということなんで、このあたりについてはぜひもう少し誠実にお答えをいただきましたかったというふうに思います。

それで、今、町長言われましたから、今、言われましたし、私どもも少し研究してみると認めましたけれども、上がるんですね、保険で、確か。幾らか上がるっていうことで、言われるように離島の地域は確かに医者さんがいないということではほとんど使っていないということで非常に安いんですね。そういったことからいって、それは直接関係はないんですが、やはりだからこそ保険税は上がってはならないということの対応をぜひ求めていきたいというふうには思いますけれども、やはり多すぎる基金については、これはしっかりと被保険者に還元していくという立場があるべきだというふうに思います。そういった点で資格証明書とか短期保険者証を発行しなければならない人を生まないように保険税にすべきだということで、今回繰り返し今までも申し上げてきましたけれども、そういうふうには答えた予算にはなっていないということで反対討論いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。2番。

2 番（阿部 豊 君）

賛成討論をいたします。

平成29年度 佐々町国民健康保険特別会計の予算につきましては、今までも目的税として佐々町の国保会計の決算も見ましても健全な経営をされており、もってや元来求められている医療費を抑制するための保健事業にも積極的に取り組まれ、特定健診の未受診者の重症化が多いということで特定健診の保健指導を踏まえ、受診率については県内でもトップクラスを維持しているという状況であります。そういった経営を行っておる状況の中、現状の基金があるわけですが、執行部のほうから説明がありましたとおり、予測される医療費を上回る年間8,000万円の医療費が増大し、基金が激減したという年度もありました。元来、国保は毎年かかる医療費を計算し、税率改正を毎年行っていくような制度ですが、佐々町国保はそういった状況の中、国保税率を激増、激減することなく現状を推移しております。また、保険の県営化という観点について3方式が予定されておりますけれども、その推移につきましても資産税をなくすためには所得割を1%上げるという試算も示され、運営協議会の中で協議されているものを伺っております。現状の基金は佐々町国民健康保険加入者の保険料の激増することを、差し当たって激増することを抑制する財源として確保されているものと認識します。そういった状況ですので、新年度の当初予算の原案について賛成するものでございます。

議 長（西 日出海 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第26号 平成29年度佐々町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

時間延長したいと思います。

— 日程第4 議案第27号 平成29年度佐々町介護保険特別会計予算 —

議 長（西 日出海 君）

次に、日程第 4、議案第 27 号 平成 29 年度佐々町介護保険特別会計予算を議題とします。
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

住民福祉課長。

それでは、議案第 27 号 平成 29 年度佐々町介護保険特別会計予算について朗読をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算（保険事業勘定）、歳入。

1 款保険料 2 億 4,160 万 6,000 円、1 項介護保険料、同額です。

2 款使用料及び手数料 118 万 7,000 円、1 項手数料、同額です。

3 款国庫支出金 2 億 6,213 万円、1 項国庫負担金 1 億 8,890 万 4,000 円、2 項国庫補助金 7,322 万 6,000 円。

4 款支払基金交付金 3 億 735 万 7,000 円、1 項支払基金交付金、同額です。

5 款県支出金 1 億 6,760 万 2,000 円、1 項県負担金 1 億 6,120 万 6,000 円、2 項県補助金 639 万 6,000 円。

6 款繰入金 1 億 5,927 万 8,000 円、1 項一般会計繰入金 1 億 5,927 万 7,000 円、2 項基金繰入金 1,000 円。

7 款繰越金 2,000 円、1 項繰越金、同額です。

8 款諸収入 5 万 8,000 円、1 項延滞金、加算金及び過料 2,000 円、2 項預金利子 1,000 円、3 項雑入 5 万 5,000 円。

9 款財産収入 1 万 3,000 円、1 項財産運用収入、同額です。

歳入合計 11 億 3,923 万 3,000 円。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費 1,602 万 6,000 円、1 項総務管理費 517 万 1,000 円、2 項徴収費 70 万 7,000 円、3 項介護認定審査会費 1,014 万 8,000 円。

2 款保険給付費 10 億 7,724 万円、1 項介護サービス等諸費 9 億 6,654 万円、2 項介護予防サービス等諸費 2,950 万円、3 項その他諸費 80 万円、4 項高額介護サービス等費 2,610 万円、5 項高額医療合算介護サービス等費 420 万円、6 項特定入所者介護サービス等費 5,010 万円。

3 款財政安定化基金拠出金 1,000 円、1 項、同額です。

4 款基金積立金 1 万 4,000 円、1 項基金積立金、同額です。

5 項地域支援事業費 4,127 万 3,000 円、1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1,208 万 1,000 円、2 項一般介護予防事業費 949 万 4,000 円、3 項包括的支援事業・任意事業費 1,967 万 8,000 円、4 項その他諸費 2 万円。

6 款公債費 9 万 4,000 円、1 項公債費、同額です。

7 款諸支出金 5 万 1,000 円、1 項償還金及び還付加算金、同額です。

次のページをお願いいたします。3 ページです。

8 款予備費 453 万 4,000 円、1 項予備費、同額です。

歳出合計 11 億 3,923 万 3,000 円。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算（サービス事業勘定）、歳入。

1 款サービス収入 239 万 6,000 円、1 項予防給付費収入、同額です。

2 款繰越金 1,000 円、1 項繰越金、同額です。

歳入合計239万7,000円。

歳出。

1 款事業費236万2,000円、1 項包括的支援事業費、同額です。

2 款予備費 3 万5,000円、1 項予備費、同額です。

歳出合計239万7,000円。

5 ページ、6 ページの歳入歳出予算事項別説明書保険事業勘定と、27ページの歳入歳出予算事項別明細書サービス事業勘定につきましては割愛させていただきます。

よろしくお願ひします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

1 点だけお尋ねいたします。

この前17日の新しい地域交流センターで行われました会合に出たんですが、そのときにパネリストが示していただいた介護保険の数字がありまして、実は介護保険特別会計当初予算説明資料にはなかったんですが、平成12年度からの認定率の推移という表がありました。折れ線グラフが。それが平成21年9月末から急激に22%ぐらい、それが28年3月末で13.6%、8ポイントぐらいですか、急激に下がってきているということについてはこれはどういう、認定率が下がるのはいいことなのかどうなのかというのがよく読めませんので、ひとつ教えていただきたい。というのは、国のほうはずっと上がってる、それから長崎県がもっと高く22%になってるというような状況がありまして、佐々町の高齢者が介護予防の事業とか皆さんの取り組みによって大いなる成果を上げてるといふふうに読みたいんですが、そう読んでよろしいんでしょうかということでお尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

住民福祉課長。

議員御指摘の資料ですけれども、新年度予算のほうに認定率の推移のほうをつけておりませんでした。申しわけございません。

それで、先ほどお話がありましたように平成12年度からの認定率の推移ということで、確かに27年9月現在の状況では国でいきますと18%、それから長崎県のほうでいっても22%で、本町では14.1%ということで、28年3月末が13.6%であったかと思います。12月末現在でいきますと13.5%ということで、さらに認定率のほうは下がってきている状況です。これにつきましては、65歳以上の人口のほうが増えている、分母のほうが増えているのに対しまして認定者数については横ばいで推移をしているような状況が続いております。というのは、やはり元気な高齢者、介護予防等の皆さんの御協力をいただきまして健康を維持できてきているところであろうかと思ひます。ただ、今後も私たちも研究をしていかないといけない部分としましては給付費、こちらのほうの推移について十分検討をしていかないといけないのではないかとはいふふうにお願ひします。

よろしくお願ひします。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

このときの動画を見させていただいたんですが、ほとんどが高齢者、83歳の方まで高齢者を支えているボランティアの側についているということで非常に頼もしく見たんですが、そういった人たち、健康な高齢者も負担している保険料、これはやっぱりそういった人たちの努力があって、ボランティアの努力があって、献身的な努力があってこういった推移を見てるということであれば、やはりそういう人たちに対する答えというか、努力に応える御褒美と言ったら言い過ぎでしょうか、保険料を減額すると、保険料を引き下げるとというのが介護保険の保険者としての役割ではないかというふうに考えますが、そのあたりについてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

住民福祉課長。

議員御指摘のとおり、介護保険料につきましてはなかなか高いところで推移をしているというのが現状でございます。ただ、第6期の状況を見ますと徐々にではありますが給付費は伸びていますけども、次期7期計画においては幾らかの保険料の引き下げが可能ではないかというふうな感触を持っております。平成29年度1年間かけまして第7期の保険料について十分検討していきたいというふうに考えております。

それから、一般会計におきましても元気な高齢者、こういったところにつきましては老人福祉計画の中でこういったことが施策として取り組めるか、こういったこともあわせて検討していきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

先の話はいいんです。それはそれでぜひ実行していただきたいと思うんですが、私が指摘したいのは、これがずっと下がり始めたのが平成21年9月からなんです。そうすると、今期もその時期から急激に谷を降りるような勢いで数字が下がっております。そうすると、今の今期も引き下げは可能ではなかったのかということで、やはり保険者としての努力が足りなかったんではないかというふうに思うんです。今回もそれがやはりこの認定率の下がった数字が反映されていないということでは問題があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、いわゆる給付実績のこのグラフそのものもだんだん下がってきているということからいけば、それなりに下げる根拠はあるんじゃないかと思いますが、いま一度答弁をいただきたい。今期はそうでありながらなぜ29年度は下げることができなかったのかお尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

議員御指摘のところ十分御察いたします。ただ、第 6 期の計画の中で介護保険事業進めさせていただいております。まだ 29 年度が残っております。サービス等についても新たなサービス等も加わってきておりますので、今後 1 年間の推移というのは十分に見きわめながら次の計画に反映をさせていきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほか。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

29 年度を過ぎて 30 年度から引き下げられるということについてはぜひ実行していただきたいということと同時に、第 3 問目に指摘したようにやはりそのことについて住民の努力ということに答える保険者のあり方としては 29 年度の予算については問題があるかと思っておりますので、反対いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。4 番。

4 番（永安 文男 君）

平成 29 年度の佐々町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

佐々町の介護予防の地域優先、住民全体でいろいろな地域力を駆使してたくさんのボランティアの方々の関係機関等の活動をもって介護予防が行われております。生き生き 100 歳体操とか元気カフェプラットとかいろんなこの活動の中で、地域支援活動と介護保険サービスとの連携を持って行われているところでございます。これらはこの予算をもって地域包括ケアとか等の事業展開が行われているということから、この予算に対しましては賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第 27 号 平成 29 年度佐々町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

（16 時 16 分 散会）